

# 第 8 回施設・研修等分科会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

# 第 8 回 施設・研修等分科会

## 議事次第

日 時：平成 19 年 9 月 25 日（火） 14:00～16:50

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

- ( 1 ) ( 独 ) 日本芸術文化振興会の業務に関するヒアリング
- ( 2 ) ( 独 ) 日本スポーツ振興センターの業務に関するヒアリング
- ( 3 ) ( 独 ) 大学入試センターの業務に関するヒアリング

### 3. 閉 会

< 出席者 >

( 委員 )

吉野委員、岡本専門委員、原専門委員

( 日本芸術文化振興会 )

文部科学省 大臣官房総務課 行政改革推進室 高橋室長

文化庁 文化部 芸術文化課 清水課長、支援推進室 畑中室長

日本芸術文化振興会 野田総務部長

( 日本スポーツ振興センター )

文部科学省 大臣官房総務課 行政改革推進室 高橋室長

文部科学省 スポーツ・青少年局 企画・体育課 鬼澤課長、石田課長補佐

日本スポーツ振興センター 高谷理事

( 大学入試センター )

文部科学省 大臣官房総務課 行政改革推進室 高橋室長

文部科学省 高等教育局 大学振興課 中岡課長、大学入試室 先崎室長

大学入試センター 月岡理事

( 事務局 )

中藤事務局長、櫻井参事官、森山参事官

(日本芸術文化振興会関係者入室)

岡本専門委員 それでは、時間になりましたので、第8回「施設・研修等分科会」を始めさせていただきます。第5回の分科会におきまして決定いたしましたとおり、独立行政法人の業務に関する「市場化テスト」の議論について、各委員に御担当をいただく府省を割り振りまして、本日のようなヒアリングを進めさせていただくことといたしました。

本日は、文部科学省関係の独立行政法人のヒアリングということで、私、岡本と吉野委員、原専門委員が担当になっておりますので、よろしく願い申し上げます。

先日の決定どおり、私が議事を進めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日ですけれども、第1に日本芸術文化振興会のうち、劇場、その他所有施設の企画・管理・運営業務。

第2といたしまして、日本スポーツ振興センターのうち、競技場、その他所有施設の企画・管理・運営業務。

第3といたしまして、大学入試センターのうち、大学入試センター試験、法科大学院適正試験の運営業務につきまして、関係者の方からそれぞれヒアリングを行うことになっております。

それでは、まず最初に日本芸術文化振興会の業務に関しまして、文化庁文化部芸術文化課の清水課長様、よろしゅうございますでしょうか。御説明をお願いいたします。

お時間の関係で、約15分ということで、その後35分ぐらいをめどに質疑を行いたいと思いますので、できる限り時間厳守ということで、よろしく願い申し上げます。

それでは、清水課長、よろしく願いします。

清水課長 よろしく願いいたします。文化庁芸術文化課長の清水と申します。独立行政法人日本芸術文化振興会に関しまして、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、資料を1枚めくっていただきますと、横長の独立行政法人の概要がございます。ここは振興会の使命、事務・事業の概要を1枚にまとめたものでございますが、事業といたしましては、まず芸術文化活動に対する支援、官民の出資によります芸術文化振興基金の運用益等による芸術文化活動に対する援助を行っております。

第2に、国立劇場、新国立劇場等の管理・運営を行っておりまして、ここが本日のヒアリングの中心になるかと思いますが、国立劇場、新国立劇場を保有いたしまして、保存・伝承が必要な正統な伝統芸能の公開、また世界レベルの現代舞台芸術、オペラ、バレエ、演劇等でありますけれども、その公演を自ら企画をし、制作し、上演するといったことが大きな役割になっております。

また併せまして、それに必要な、例えば古典芸能の伝承者の養成等、また公演活動を実施するために必要不可欠な調査研究、資料の収集・活用等を併せて行っているところでございます。

1枚おめくりいただきたいと思います。この中で、伝統芸能の公開、現代舞台芸術の公演につきまして、どういう体制で実施されているのかというのをまとめたのが次の資料でございます。

まず左側でありますけれども、劇場は6つあるわけでありまして、このうちの4つ、すなわち国立劇場本館、演芸場、能楽堂、文楽劇場につきましては、独立行政法人が直営をする仕組みをとっております。これは、重要無形文化財であり、またユネスコの世界無形遺産でもあります、歌舞伎、

文楽、能楽等の伝統芸能を長期的、継続的に保存・振興を図るためには、独立行政法人による運営が適当であると考えているということでございます。

もっとも下に 書いてありますが、警備、電話交換、清掃、駐車場管理など、一般的な施設の管理に関する業務については、全面的に外部委託をしておりますし、観客サービス、劇場施設の維持管理に関する部分につきましては、これは公開公演事業の適切な実施と関係いたしますので、それに必要な部分につきましては、職員が行うところでございますけれども、それを除きまして、実際に作業にかかる部分につきましては、可能な限り外部委託を導入することで効率化を図っているところでございます。

そして、今度はその資料の右側でございますけれども、これに対して残りの2つ、新国立劇場と国立劇場おきなわの2つの劇場につきましては、この2つの劇場のオープン時におきまして、望ましい管理・運営形態について検討いたしました結果、それぞれ新国立劇場運営財団、国立劇場おきなわ運営財団という財団法人を新たに設立して業務運営を委託することとしたところであります。

この理由を簡単に書いてありますけれども、新国立劇場につきましては、活力ある現代舞台芸術の創造を確保するために、芸術家、芸術団体などの創意工夫を取り入れていこうと、芸術監督制等を取っておるところでございますし、芸術家等が理事・評議員に就任するという形を取っております。

また、国立劇場おきなわにつきましては、沖縄の芸能・文化の独自性といったものがございまして、地元沖縄県関係者の積極的な参画を求めています。そして、どちらも共通することでありまして、経団連など、財界との積極的な協力の下、多元的な資金の導入を図ろうということもございまして、こういう形態を取ったところでございます。

なお、国立劇場と同様に、両方の財団がこの施設を運営するという形でありますけれども、警備、電話交換、清掃、駐車場管理などにつきましては、全面的な外部委託、再委託を行っておりますし、観客サービス、劇場施設の維持管理につきましても、公演等の事業に支障のない限り、できるだけ外部委託、再委託を導入しているところでございます。

続きまして、次のページが事務・事業の詳細ということで、伝統芸能の公開の業務をどういうふうに行うのかということをフロー図にしたものでございます。最初に申し上げましたが、国立劇場など伝統芸能につきましては、正統な伝統芸能の公演を自ら企画・制作・実施するということでもありますので、1つの公演を実施するまでかなり多くの担当部門の職員が連携しながら、長い期間をかけて準備をしております。主に国立劇場の歌舞伎公演を念頭におきながら、ざっと説明させていただきますと、上からになります。公演の2年から1年前に中期計画等に基づいて公演計画を策定いたします。ただ、それにある程度先だって、調査研究部門、右側の上の方に台本研究というのがありますが、国立劇場の歌舞伎公演、民間で行われている見せ場を集めた見取り狂言とはまた違っていて、原点を尊重した通し狂言、あるいは上演の途絶えた演目の復活狂言といったものを実施しておりますので、台本等の作成にはまず調査研究部門の調査研究が土台になるということがございます。それを踏まえて演目を選定し、出演交渉、翻刻、台本作成に入り、それと並行して右側の中央でございまして、舞台技術部門では、演目・台本作成・演出プラン等に基づいて、装

置・衣装・照明・音響プランをつくっていくということがございます。

また、左側の方でありますけれども、それと並行して、宣伝営業部門では営業・宣伝を開始するとともに、解説書等の作成を始める。やがて稽古、仕込み、舞台稽古と進んでいくわけでありませけれども、その間においても舞台技術に関するプランの修正等が行われますので、舞台技術部門と企画制作部門と宣伝営業部門とが連携しながら進めていき、最後の公演の実施においては当然でありますけれども、これらの部門が総がかりで取り組むという形になります。

そして、公演終了後には、公演の成果を蓄積・継承するために、記録の作成が調査研究の部門において行われる。そして、自己点検評価、外部評価等が次の公演の計画の策定に生かされるというフローになっているところであります。

これは、1つの公演を例に取ったものなのですが、実際には伝統芸能系だけでも5つの劇場で、年間185の公演が行われておりますので、185の公演についてこういったフローで、実際にはこれらの業務が重なり合って進められているところでございます。

次のページが、現代舞台芸術、オペラ、バレエ、演劇等のフロー図でございますが、流れについては基本的に伝統芸能と共通ですので、詳細な説明は省略をさせていただきたいと思っております。同様に、企画制作、宣伝営業、舞台技術の部門が連携しながら進めることになっております。

ただ、特にオペラなど、大規模な演目につきましては、さまざまなパートごとの楽譜、台本、訳詩など、そういった芸文資料の整備から、指揮者、演出家、歌手、合唱隊、オーケストラ、大道具、衣装、照明と、かなり大掛かりになりますので、伝統芸能以上に演目の選定から公演までには、3年から4年を要するというのが実態でございます。

走り回りで申し訳ありませんが、次にbとしてありますのが「劇場施設の利用事業」でございます。劇場施設を貸与して、芸術団体等が公演を実施するという事業でございますが、国立劇場の各劇場は基本的には自主公演が主体でありますし、その準備等のために使われる場合もありますし、舞台機構の整備等で必要な日程もございませけれども、そういったものを除いた、空いている日程につきましては、芸術団体等の公演のために貸し出ししております。主として日本の伝統芸能、またオペラ等の現代舞台芸術の上演に利用いただいているところであります。

やり方といったしましては、まず主催事業等の利用計画を立て、貸与できる利用可能日を決定した後、予約申込を受け付け、利用可能日が重複した場合には、さまざまな調整を行った上で、貸与が決定したところで、下の打ち合わせ等でございますけれども、劇場のサービス部門、舞台技術部門を含めて打ち合わせを行って、特別な舞台でございますので、専門的な知識・技能に基づいて貸与の事業ではございませけれども、安全、円滑、効果的な上映を実現するようにしているところでございます。

それでは、次が「施設の管理運營業務」について、1枚にまとめたものでございます。大きく3つに分けてありますが、左から電気とか空調とか給排水の建物の機械の設備、中央が客席・ロビー等の劇場の施設・設備、そして一番右が舞台機構、照明、音響、そういった舞台の上に関わる施設設備の3つに分けて記載しております。

ただ、これは便宜上こういうふうに分類しておりますけれども、現実にはこの3を明確に分割で

きるところではなかなかないところがございますし、また施設の管理・運営と先ほど説明しました公演についても、なかなか明確には区分できないところがございます。

一番典型的なのが、一番右側の舞台技術の部門でありますけれども、舞台機構、照明、音響というのは、施設の管理ではありますけれども、同時に舞台芸術の創造活動、例えば伝統芸能の公開業務も一部でありますので、実際にはこの人員が非常に多いところであります。国立劇場本館に関して、舞台技術部、芸能部の舞台監督課、この舞台技術部門だけで 38 人の者が関与しておりますけれども、この 38 人の者たちは技術者であり、かつ芸術家であるところがございます。

この3つの部門がなかなか分けにくいというのもございまして、劇場施設は建物本体、客席、ロビー、舞台機構、一体的に設計されておりますので、例えば大掛かりな回り舞台というのも、建物本体と結合しておりますので、例えば建物全体の電気、空調等の設備と舞台機構、照明、音響の設備というのはつながっているところがございます。

このため、管理・運営のやり方でありまして、施設の維持管理に関する業務につきましては、公演事業の適切な実施のために必要な部分、例えば業務の総括、計画をつくること、指示監督する、連絡調整するといった部分につきましては、職員が担当するとともに、実際の作業に係る部分につきましては、下にぶら下げてありますけれども、可能な限り外部委託を導入することで効率化を図るというやり方を取ってきているところがございます。

次が、全体の組織体系の図であります。細かく説明する時間的余裕がありませんが、ごらんとおりでございますが、事務組織につきましては、業務の効率化と併せて見直しをしてきておりまして、平成 16 年に現在の津田理事長、元サントリーの取締役の津田理事長が就任後には、サービスの向上を図りながらも、特に事務部門については効率化を達成しないといけないということで、本部の総務課と人事課を統合したり、能楽堂、文楽劇場について組織を統合したりという形で、課の数を減らすとかという形で組織の合理化をしながら、現在この形になっているところがございます。

次は、19 年度の予算額でございます。これも詳細にはなかなか時間がありませんけれども、特徴だけ申し上げますと、以前、特殊法人の時代から、公演事業と基金の運用益による助成事業につきましては、国からの税金、運営費交付金の対象外ですから、公演事業の収入や基金運用の収入をもって公演事業費、基金助成事業費の支出に充てることになっておりますので、運営費交付金等対象外という部分、公演事業と基金運用事業ができていくというのが特徴かと思えます。

次のページ以降は、それぞれの実績でございますが、簡単に特徴だけ述べますと、伝統芸能の公開が 2 ページにわたっておりますが、18 年度につきましては、すべての分野の公演で目標入場者数は達成しております。特に歌舞伎の公演が国立劇場開場 40 周年記念公演ということで、かなり記録的な集客をしたという辺りが特徴的であります。

2 ページめくっていただきますと、現代舞台芸術、新国立劇場であります。ここが今年で開場 10 周年を迎えるということでありまして、公演の質についてもかなり評価が定着してきたと考えております。

昨年度、営業活動の強化等で、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇と 4 つの部門を分けております

けれども、それぞれ目標入場者数を達成したところでございます。

2 ページめくっていただきますと、劇場施設の利用、利用率等をまとめたものでございますが、かなり9割を超える利用率のところが多いところですが、国立劇場おきなわについては、ちょっと立地条件等の問題から利用率についてはまだ低いところがございます。

オペラ劇場につきましては、利用率100%となっておりますが、もともと貸与可能日が41日と少ないところがございますので、ここは実施公演のリハーサルの使用日数を精査するなど、利用可能日自体を拡大する努力もしているところでございます。

次が細かい字で恐縮でございますが、現状の外部資源の活用状況、委託の状況でございます。遠隔地を含めた劇場が多数ございますし、また舞台に関わる機構、照明、音響、空調といったような部分、かなり特別な知識、経験を有する業務がありますので、業務委託の件数がかなり多くなっているというのはたしかでございます。

ただ、振興会におきましても、公演の実施に問題がないよう留意をしつつということではありますが、契約形態の見直しを進めておりますので、例えば本館と能楽堂の警備、ちょっと離れておりますけれども、これを一括して委託したり、あるいは警備の業務等受付、駐車場管理業務を合わせるという形で、近年委託契約の統合、包括化については、徐々に進めてきているところでございます。

そして、最後でございますが、以上を踏まえまして、官民競争入札実施の可能性についてという最後の2枚でございますが、公演の企画・制作・実施などの企画業務と施設の管理・運営業務の2つに分けて記載しております。

まず、企画業務、主催公演の実施につきましては、企画制作部門のみならず、調査研究、舞台技術など、非常に多くの多様な人的資源が振興会にございますし、江戸時代からの公演関係資料、装置、衣装など、正統な伝統芸能を伝えるための物的資源も振興会にあるところでございますので、こういった両方を兼ね備える必要があるわけでありまして、振興会、また新国立劇場運営財団でありますけれども、それ以外にこれを担うことができる団体は存在しないということで、官民競争入札の対象としては不適當ではないかと考えているところでございます。

2番目の施設の管理・運営業務でございますが、先ほど管理・運営のフロー図のところの説明いたしましたけれども、劇場施設の管理・運営、中心となりますのは舞台機構、照明、音響等の施設設備の管理・運営でありますけれども、公演の企画、制作と実際切り離すことができないところでございます。

それがまた全体の電気、空調等ともまた非常に密接に関わるところでありますので、それらをすべて一括して官民競争入札の対象とするといったことは不適當だと思っているところでございます。

しかしながら、公演公開事業の適切な実施のために必要な部分、連絡、調整、指示、監督以外の実際の作業に係る部分につきましては、可能な限り外部委託を導入することで効率化を図ってきているところでもありますし、さらなる委託の包括化など、運営の効率化のための努力は引き続き進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

岡本専門委員 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明がありました事項につきまして質疑を行いたいと思います。時間の都合もございますが、これから約 35 分ということで、委員の方々よろしく願いいたします。

それでは、原専門委員、どうぞ。

原専門委員 最後の結論の部分になるのですが、官民競争入札不適格というところで、1つが人的資源、物的資源の両方を備えることが必要であるとありますけれども、現実には人的資源、物的資源というのは、何か特定の個人とかが恐らく分担されている形で保有したのが組織になっている。これはどんな組織でもそうなのですが、民間でもこういったものをよくアウトソーシングするとき、難しいのではないかと議論が出るのですが、実は大概できているのです。

というのは、それを持っているところの協力が当然不可欠になるのですけれども、そこからノウハウ提供ですとか協力があれば、アウトソーシングを使うことが恐らく可能なものなのですが、はなから否という結論が出されると、できるものもできなくなってしまうので、この辺のところは、さっき申しましたとおり、実際に今あるノウハウとか物的なりソースを提供するという前提でアウトソーシングすることは可能ではないでしょうか。

岡本専門委員 清水課長、いかがでしょうか。

清水課長 まず人的なものにつきましては、特に先ほど申しました、例えば舞台技術の部分等につきましては、協力関係といいますが、実際にこの振興会で働いております職員が、日本の伝統芸能、特に正統な伝統芸能に関しては、人的資源としてほかにはないものを持っているところでございますので、人のノウハウといったものを無理に外に出すといったことが不可能だということではございます。

物的資源、例えば江戸時代からの台本等がありますけれども、それは勿論公開して見ていただくことができるわけでありまして、例えばこれを読み解いて新しい復活の狂言をつくる形になりますと、勿論古文書としての難しさだけではなくて、昔の台本としての専門用語、あるいは歌舞伎の台本独自の略語等もありまして、この物的資源を生かすためにも、本当に専門、この古典芸能について長く実際に携わってきて、台本から復活狂言等で公演に結び付けるといった経験を有している者にしかできないところでもございますので、そういったものはなかなかノウハウという形で継承するのが難しいところでして、独立行政法人の形でもって職員がそのノウハウを物的なもの、人的なもの一体として継承して運営していくということが望ましいといいますが、伝統芸能の正統な継承のためにはその形しかないのかなと考えているところでございます。

原専門委員 おっしゃることはよくわかります。ただ、今、民間の世界でもナレッジマネジメントというのは非常に重要視されていて、そういう重要なノウハウとか知的資産が特定の個人に属する状態というのは、決して好ましくない。というのは、例えばその方が辞める、もしくは組織である以上、異動とか配置転換が必ず不可欠だと思いますが、そういったときにそのノウハウがちゃんと伝承されない、こういう状態は非常にまずいことだということで、これをむしろ特定の個人ではなくて、組織の知として伝承していくような仕組みを取るべきだというのが、むしろ主流だと思っております。逆にこの機に、そういった形を取られたらいかがでしょうか。その辺はいかがでしょう



か。

清水課長 確かに後継者を育成していくというのは、舞台技術の部門だけではなくて、古典芸能の演ずる者も含めまして、非常に重要な視点であると思いますので、継承していくために次代を担う人を育てるといのは大事なのですけれども、ただ一方で、例えばこれはちょっと極端な例ですけれども、人間国宝といったような伝統芸能を伝えるために、本当に個人に対して重要無形文化財を指定するような制度があるように、伝統芸能の世界ですと、なかなかマニュアル化して組織でやるといいましてもなかなかできない。どうしても個人が持っていて、そしてマンツーマンで次の人に伝えていくといったような形でないと、正統なものが伝わっていかない部分がございますので、振興会の中でも、勿論、今いる人がいなくなると失われてしまうというのは一番恐ろしいことだと思いますので、新しい人を育てながら行っているわけでありましてけれども、全部をオープンにするというものに関しては、伝統芸能の世界というのは、ちょっと難しいところがあるのではないかと考えているところでございます。

原専門委員 そうだとは思いますが、逆にそうすると冒頭申しましたとおり、これをやるという前提で考えたときに、そういった方の叡智を、そのまま生かす、例えばその方にもアウトソーシングの運営、プロジェクトに加わっていただきつつ、外部で賄えるところは外部で使うという、そういう意味での包括的な使い方が可能だと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。今のように入が、例えば人間国宝のような方はどのくらいいらっしゃるのか知らないのですが。

清水課長 人間国宝というのは、実際には古典芸能を演ずる方が主体でありますので、舞台技術の側ではそういう制度とはまた別になりますけれども、例として申し上げました。

原専門委員 そうですか。要するに言いたいのは、絶対的にその人をもってしなければならないというものだけは置いて、それ以外の部分をすべてアウトソーシングという考え方でいけば、かなりの部分ができるのではないのでしょうか。

野田総務部長 日本芸術文化振興会の総務部長です。実際に職員以外で、操作とか、具体的に委託できるものについては、現実に委託して、百何人いた職員を半分近くにして、現在運営されていますので、今いる職員は、どうしてもそういう技能を伝承していくのに必要な職員で、1年や2年で伝承されるのであればマニュアルがあればできるかと思うのですが、これはやはり何十年という経験を積まないと、行灯とか古典芸能の照明、音響、舞台装置ということについて、うまく伝わっていかない。演ずる人がいたとしても、熟練したスタッフがいないと公演ができない。私の方としては、委託できる部分については相当委託して進めているという状況でございます。

岡本専門委員 今、総務部長さんがおっしゃった、独立行政法人の職員でないと伝承できないような技術というもののリストをいただくのは可能でございますか。

野田総務部長 職員のリストですか。

岡本専門委員 職員ではなくて、要するに、伝承という観点から中でやらないといけない、独立行政法人の職員でなければだめだとおっしゃっていますので、中でないと伝承できないような技術、あるいはノウハウ、ノウハウという言葉がよくないかもしれませんが、そういうもののリストと。それから、外部に出せる、現に出していらっしゃる技術、あるいはノウハウの一覧みた

いなものが可能であればいただきたいと思います。

野田総務部長 どういう形で表現した方がいいかは、ちょっと考えて出させていただきます。要するに、1年や2年で、伝統芸能というのはほとんどされていませんで、実際に経験を積まないといけない部分があるものですから、そういう意味でお話しさせていただきました。

岡本専門委員 吉野委員、どうですか。

吉野委員 基本的な話ですけれども、この振興会の分野は、非常に幅広いと伺っていたのですが、今、おっしゃった話では、問題にすべき分野は伝統芸能の話に分野は絞られるように聞こえました。そう理解していいですか。

清水課長 伝統芸能を中心に申しあげましたけれども、もう一つ伝統芸能以外のものとしては、新国立劇場がございます。これは、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇等について、これは世界的に行われているものでありますけれども、アジア、中国、韓国等も含めまして、国立で劇場をつくり、各国が舞台の質を競うような状況になっているわけがございますので、新国立劇場を10年前につくられたわけでありまして、世界に比肩し得るようなオペラ、バレエ、演劇をつくっていきこうということできたものでございまして、これも日本の中では世界に誇るようなオペラ、バレエをつくっていくという意味の人的、物的な資源としては、新国立劇場にあるところでございまして、これは分野は違いますが、新国立劇場につきましても、理屈は同じでございます。

吉野委員 形式論理はそうかもしれないけれども、実質的には先ほどおっしゃっている、振興会でないと蓄積できないような技術資産というものが、新国立劇場のどこにあるのか、到底、私には理解できないのだけれども。

清水課長 例えば先ほど機関の話だけいたしましたけれども、オペラ等につきましても、外国からオペラの団体を呼んできて公演を行うといったものは民間でも行われているわけでありまして、世界に匹敵するようなオペラを自ら企画・制作していく、3年から4年かかるといったところで申し上げたところなのですけれども、これにつきましても、非常に期間もかかりますけれども、それだけ多くの専門家を集めて一つの作品をつくっていくところでございまして、これを制作して公演まで持っていくというところまでできるノウハウといったものは、非常に大きいところがございます。これを繰り返すことでもって、日本のオペラ、バレエの水準が世界に近づき、世界と比肩するところまで行くというところでもありますので、この部分につきましても、国立劇場でやっておりますような水準のオペラ、バレエをつくっていくといったノウハウについては、ここでしかないと考えているところです。

吉野委員 実態を見ると、なかなか今の話は素直に理解できないのですけれども、ちょっとさっきの話に戻りまして、一般的にそういうものが振興会でないとできないとおっしゃった。私としては、民間にもそういう技術の蓄積は、分野によって多少、特殊性がでこぼこいろいろあるでしょうけれども、それは可能だろうと思うのですけれども、もし、仮にあなたがおっしゃったとおり振興会にしかできないとしても、それであるから、企画、公演の一体性がなければならないという理屈は、論理的には飛躍があるのではないかと。もうちょっと丁寧に説明していただかないとわかりません。

岡本専門委員 いかがでしょうか。

清水課長 企画、公演。

吉野委員 調査研究と公演の企画が一体でないといけないとおっしゃっているわけですね。なぜそうなのか。

清水課長 一体となるものとしては、調査研究あるいは資料の収集・提供といった部門もございますし、これは新国立劇場にも国立劇場にもございますし、公演を企画する部門がございますし、それから共通する舞台技術、美術、衣装、大道具、小道具、照明、音響、あるいはシナリオづくりといったようなことまで含めての、舞台上には出ない人たちのノウハウといったものがありまして、結局それが一体にならないといい公演はできないというのが、これは古典芸能のみならず、現代舞台芸術、オペラ等についても、当然と言うと申し訳ないのですけれども、世界的にも標準とされているところではないかと思えます。

パリ・オペラ座など、世界には国立の劇場がありますけれども、国立の劇場というのは建物だけではなくて、建物とそれを演ずるダンサーとかオーケストラ、それに舞台の技術者、照明、台本を書く人など、舞台を支えるさまざまな人たちが一体となって各国の国立劇場といったものを構成していて、それで各国の国立劇場が世界的にレベルを競い合っているというところでもありますので、日本においても新国立劇場をつくりましたのは、世界の中でそういう施設と実演かと、それを支える人材と、さまざまな資料、それが一体となって新国立劇場をつくり、世界レベルにしていこうというところできたところでもありますので、そこは切り離していくことになると、世界レベルの舞台をつくるということがなかなかできなくなってしまうということになるかと思えます。

吉野委員 切り離すわけではなくて、例えば映画とかテレビの制作の実態を想像していただくとおわかりになると思うのだけれども、あれは組織として同じ会社に属している方が珍しいわけです。寄せ集めです。それでは、一体運営ができないかといえば、そんなことは全然ない。最初の企画、資料考証などから始まって、制作、公演に至るまで、がきちんと進んでいく。言ってみればプロフェッショナルというのはそういうものであろうと思うんです。

ところが、今のお話だと、それらが組織の中で一緒にないといけないということを盛んにおっしゃっているから、そのところは一体どういう理屈なのですかということを知っているのです。

清水課長 レベルの問題かもしれませんが、国立劇場も新国立劇場につきましても、できるものについては、舞台技術に関するものでも実際に作業するもの。あるいは演者に関しても、外から借りてきてというのでしょうか、外の方に演じてもらうようなこともありますし、全部が中で完結しているわけではありませんけれども、ただ、中核部分というのでしょうか。オペラをつくるということであれば、舞台と舞台技術、舞台演出の中核となる部分を知っている人と、演出家と、また指揮者、そういったところに関しては、一つのチームとしてやっていく必要がございますので、それをつくるためには中核となる、全部というわけではありませんが、中核となる部分については国立劇場なり新国立劇場に一体としてないと、いいものはできないのではないかと考えているところです。

野田総務部長 もう少し別の観点からですが、国立劇場の建物と設備が一体になっております。

例えば新国立劇場は4面舞台、4つの舞台を自由に動かすことができる、長さが30メートル、50メートルということがあって、操作を簡単に技術的に人がいればできるというものではなくて、長年の経験、技術監督あるいは演者が一体となった形で、何年も続けて訓練した結果において初めて舞台が完成することがあります。

そういった面においても、映画制作とは若干違って、建物の中に付随した回り盆とか、奈落とか、過去にはほかでもありましたけれども、奈落到落ちる事故などが起きますので、熟練して危険を察知し対応できるような、ちょっと細かいことですが、そういったことも身に付けた職員を配置していないと、現実的には難しいというのが実態だと思います。

吉野委員 では、全く考え方を逆にしまして、先ほど原専門委員の方からも話が出たのですけれども、もしそれが違うものであったら、あるいは外部にもっと優秀な、あなた方がいろいろ育ててきた人材や、いろいろな財産よりももっと優秀なものがあつたとしたら、それを利用するという事は可能ですか。つまりそれぞれのパーツは振興会の内部のものとは全部別なものを使って、それを組み立てて、あなた方が一つの作品をつくるということは可能かどうか。あるいはやってみようと思ったことがあるかどうか。

野田総務部長 現実的には、オペラ、バレエでいけば、2年前、3年前から準備していて、研究や調査し、どういうふうにしていったらいいかということをやっています。だから、何年も前から外部委託して、5年なら5年の計画で委託してやっていく。そういうことを考えていくと、職員をきちんと配置していく方が経済的で効率的だと。例えば国立劇場の伝統芸能の方で行けば、何十公演も並行して幾つも公演がありますから、一つ一つが外部委託していくと、非常に効率が悪くなる。むしろ職員が効率よく回るようにしていくと、効率よくできるという面があります。

吉野委員 でも、現実には民間と協力してやっているケースがいっぱいあるわけでしょう。

野田総務部長 現実には民間にお願いしてというよりは、舞台技術といってもすべてではなくて、お願いできる部分についてはお願いして、2分の1ぐらいの職員になっている。40年間の歴史から比べて、これ以上は少なくできない状況にあるのではないかと考えております。

吉野委員 つまりできるということじゃないですか。やればできる。

野田総務部長 ですから、そういった技術を養成するためには、何十年とかかりますから、それまで業務委託と。ある日突然お願いしてできるという形ではありませんので、10年、20年前から委託するような形になってくるということを申し上げているわけです。

清水課長 今まで外部委託等を、勿論広げてきているわけでありましてけれども、それは公演の質を下げないように、あるいは正統な伝統の継承といったことに支障がないようにということを考えながら、舞台技術であれば実際に動かす人は外部委託しても、それを指示する。実際に正統な伝統の継承という観点から、こういうようにしなさいと指示する人は職員が、実際に動かす人は外部委託するとかいう形で、かなり考えながら進めてきているところでございます。

今、総務部長からも話がありましたように、かなり努力はしてきておりますけれども、ここまで努力してきたのだから、更にできるだろうというのは、なかなか難しいところがある。やはり本来目的である質の高い公演、正統な伝統芸能の継承というところを守るためには、やはり守らざるを

得ない部分があると考えております。

岡本専門委員 吉野委員、よろしいですか。

吉野委員 はい。

岡本専門委員 それでは、私の方から別の質問をさせていただきたいのですが、今は伝統芸能にしる、現代美術にしる、そういう専門技能の話になっているのですが、今回の閣議決定等で「市場化テスト」という話になっている施設の管理・運營業務、これについては、御振興会としてはもう外に出すという決断までいっていただいているのでしょうか。

先ほどの御説明の中で、ちょっと気になったのは、公演と明確に切り離せられない、区分できないという御説明が課長の方からありましたけれども、お立場からするとそうなのでしょう。他方で、閣議決定でできる限り外に出すという議論にもなっていますので、その辺を明確に区分できないから、はい、わかりましたというわけにはなかなかないと思いますが、その辺の御説明をもう少し詳しくお願いしたいと思います。

清水課長 施設の管理・運營業務と一口で言った場合に、舞台技術に関するもの、今、議論しておりましたけれども、それに必ずしも舞台技術そのものではない、建物全体の電気、空調、給排水等のものもありますし、劇場特有ではありますけれども、舞台の上ではない客席とかロビーといったものの管理まであるわけでありまして、中核となる舞台技術の部分は、人数も非常に多く、それはどうしても伝えていかなければいけない部分ですけれども、施設部分あるいは管理、サービスの部分につきましては、これまでも比率としてはかなり外部委託を進めてきているところでございますが、ただ、先ほど説明の中でも申し上げましたけれども、施設全体、建物全体の管理といたしましても、例えば回り舞台、あるいは電気といたしましても舞台照明に関わる部分、あるいは客席、舞台等に関わる空調の部分等、非常に通常の電気、空調とは違う部分がございますので、電気のせいで照明が落ちてしまうということになると、人的な危険だけではなくて、公演が中止になるとか中断する危険もございますので、施設の部分あるいは施設の管理・運営につきましても、そういう公演の円滑、適正な遂行に必要な部分ということで、それと調整しながら指示する部分等は、やはり職員がやる必要がありますので、施設の管理だから、あるいは施設のサービスだから全部というわけにはなかなかないところがございます。ただ、その部分につきましては、これまでも、むしろ積極的に外部委託を進めてきたところでもありますし、これから先も外部委託の拡大、あるいは今かなり本数があるものを包括化するとか、そういう形の努力はしていきたいと思っております。

岡本専門委員 職員でないとできないという理由がいまいち最終的にストンとは落ちてはいないんですが、仮にそうであったとしても、その部分についてだけ職員の専門的な方々を残して、どうしても管理・運営の全般的なところは、むしろそこは出せるんじゃないかという気がいたしますけれども、いかがですか。

実際のオペレーションに関わってくるところは、確かにおっしゃるようなところもあるとして、そこは専門的な議論なり、もう長年蓄積されたものがあるから難しいとしても、逆に言うとその部分だけ残せばいいのではないですか。

清水課長 公演の実施などに関わる部分、それが舞台技術だけではなくて、やはり電気、空調等も含めまして、公演の円滑な実施にどうしても関わってくる部分がありますので、その部分は残してということであれば、これまでもむしろ積極的に施設の管理・運営に関しては外部委託を進めてきておりますし、そこはこれからも進めていきたいと思っております。

岡本専門委員 もう一点は、劇場の空いている日々を外部の方々に利用させるという意味で、貸与業務をなさっていらっしゃるということですが、この貸与業務自体は、何人ぐらいでやっていらっしゃるのですか。そんなに多くの方が携わっていらっしゃるわけでもない。もっといいますと、これこそどういう技術が必要なのかという気がします。

野田総務部長 具体的には後で申し上げますが、やはり舞台の方は素人ではできませんので、うちの職員が携わって対応する必要がある。舞台の機構をですね。

岡本専門委員 貸与というのは、先ほどおっしゃったように、専門的なところを貸し受ける方々と打ち合わせするところに、そういう方が必要であると。

野田総務部長 勿論そういう職員もいますし、実際舞台が動くときには、舞台を操作する職員がうちの方にいます。

岡本専門委員 携わっていらっしゃるということですか。それは、従来、自分たちで公演なさる場合と基本的には同じだという御説明ですか。

野田総務部長 勿論、大きさというか、操作する規模というのは自主公演と比べると小さいですから、少ない人数で済む部分もありますけれども、携わっていきます。

岡本専門委員 それから、ちょっと話が飛びますが、地方公共団体で指定管理者の仕組みを導入して、こういう管理・運営も指定管理者の方にさせているという話を、新聞紙上などでもよく見ますし、実際の例も1件、2件ありますが、それと振興会がなさっていらっしゃる今の御説明は、要するに伝統芸能とかそういうところが大きく違うという御説明ですか。

清水課長 伝統芸能か現代ものかという違いではなくて、日本の文化施設、劇場というのは、実はかなり多様なものがありまして、地方の文化会館と呼ばれた場合に、ハコモノというとおかしいのですけれども、ハコモノであってはならないという方向でむしろ言われることが多いわけですが、そういう文化施設があって、市民が自分たちの芸術文化の活動のために、それを貸与するというような、その貸与中心の劇場がございますし、それからプロの公演をやるにしても、自分のところで企画するのではなくて、どこのオーケストラの公演を呼んでくるとか、そういう形でやっているところもあるかと思っておりますので、そういった貸し館主体の文化会館等といったところにつきましては、ある意味、私どものつくっているような公演を自ら企画して実施していくというところとは、かなり事情が違うところはあるかと思っております。

ただ、地方でも、中には自らそういったオーケストラを抱えたりとか、劇団を抱えたりとか、そういうところは出てきておりまして、そういうところでは劇場専用の運営団体等が運営しているような例は、余り数は多くありませんけれども、あるかと思っております。

ただ、一般的に、乱暴に言ってしまうえば、貸し館主体の文化会館というところであれば、かなり民間的な手法でもって共通する部分があって、そういった一般公募の指定管理者制度等で運用でき

るところもあるかとは思いますが、自ら公演を企画、制作、上演するという機能を持った、本来的な意味での劇場というところにつきましては、そういう競争入札とか、2年とか3年の単位で主体が変わるとか、そういう制度にはなじまないのではないかと考えております。

岡本専門委員 そうかもしれませんが、一度、今、課長がおっしゃった民間と言われている主体の方に、広く意見を聞かれたことがございますか。民間ではできないだろうとおっしゃっているように聞こえるのですけれども、ひょっとしたらできるかもしれませんよ。官民競争入札の舞台に乗せてみたらどうですか。できなかつたら、従来どおりやられたらいいと思います。

清水課長 伝統芸能に関しましては、例えば歌舞伎についても能についても、文楽等につきましても、そういった団体とは国立劇場が既に連絡を取り合っているところでありまして、むしろ国立劇場とそういう民間の団体、演者が連携しながら進めていく形がむしろできているかと思えます。自分たちでやりたいというお話はないと思います。

新国立劇場につきましても、オペラ団体、バレエ団体等もございませぬけれども、そういった関係者の長年の要望として新国立劇場ができて運営しているという経緯がございませぬので、その部分は民間の側が国立劇場を運営したいといったようなことについては、むしろ芸術団体から振興会、文化庁が連絡を取りながら、日々仕事はしておりますけれども、そういった意向は特にないと思っております。

吉野委員 そうじゃないですね。皆さん方は今、独立行政法人としてこの作業に、税金を使うことについての説明責任を問われているわけです。民間と仲良くやっていますとか、連携していますとか、そんなことでは話にならない。独法が説明を求められている今日の流れ、これは説明するまでもないと思えますけれども、その中で独立行政法人の整理合理化の作業が起きてきている。あるいはゼロベースでこれを見直そうという話が起きてきている。これは当然国家的な課題であります。私どももあなた方がおっしゃるように、今まで蓄積してきた技術や物的な資産も含めて、貴重なものがあれば、これを大事にして育てていく、そういうところにお金を使いたいという話はわからないわけではない。しかし、それだけでは独立行政法人として、組織として、振興会として、今日問われている課題に対する十分な説明にはならない。

あなた方が今、振興会としての効率化をどのように図って生きていくのかという説明は、私どもが聞くのではなくて、あなた方が自分たちでもって説明すべき話なのです。

たくさん立派な技術を持った方もいらっしゃるでしょう。そういう方々を育てるために、お金も必要だという話もある。しかしわかりやすく言えば、それほど貴重なお金の使い道が必要なら、なぜ、専門家でもない文部科学省の偉い人をわざわざ新国立劇場のトップに持ってきたりするのですか。あの人は相当な給料を取っているでしょう。私はそういう人物の存在が必要だとは全く思わない。あなた方の言うとおりならなおさら、そんなところにお金を使うより、使うところはいっぱいあるだろう、あるいはカットするべきところはいっぱいあるだろうと思う。皆さん方はそういうふうに世の中から見られているのです。

それに対して、いや、そうではないといって説明するならば、あなた方がもっとちゃんと説明をしなければいけない。これもできない、あれもできない、あれもできない、これもできないと、さ

つきからそればかりおっしゃっているけれども、今、お聞きしたいことはそういうことじゃないのです。どうなのでしょう。

清水課長 私どもといたしましては、今回、特に施設の管理・運営について、できるだけ包括的にして、また官民競争入札を導入できないかというお尋ねだと思いましたので、そうは言いましても国立劇場、振興会の中の特殊性といったものがございまして、そういった社会的要請、税金を効率的に使わなければならないといったことは勿論わかっているわけでありましてけれども、振興会の使命であり、また、伝統芸能の継承なり、そういった文化庁全体として、あるいは国として必要と思われるものが担保できる範囲内で効率化することはできないかということを考えて、また今後の見直しでもそういったことを考えて、なかなか管理・運営をすべてまとめて競争に出すといったことは難しいというのが今の結論でございますけれども、ただ、委託範囲の拡大なり、できるだけ包括化なり、あるいは組織、業務の重点化、効率化なりといったことを見直しの作業を通じまして、十分に文化庁としても、振興会としても考えていきたいと思っております。

岡本専門委員 まだまだお聞きしたい点が委員の方あると思っておりますけれども、お時間を過ぎておりますので、今、清水課長がおっしゃいましたように、引き続き前向きにこの件については御検討いただきたいということで、また御質問等がありましたら事務局を通じてさせていただきたいと思っております。

本日は、どうもありがとうございました。御退席ください。

野田総務部長 先ほどの貸付の職員ですが、国立劇場の大劇場、小劇場は5人でやっています。能楽堂は3人、文楽劇場3人です。

岡本専門委員 わかりました。どうもありがとうございました。

(日本芸術文化振興会関係者退室)

(日本スポーツ振興センター関係者入室)

岡本専門委員 それでは、日本スポーツ振興センターの業務につきまして、文部科学省スポーツ青少年局企画・体育課の鬼澤課長より、御説明をお願いしたいと思います。

大変恐縮ですが、説明はできる限り15分ということで、その後、35分ほどとりまして、質疑を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

鬼澤課長 文科省の企画・体育課の鬼澤でございます。お手元の資料2に基づきまして、日本スポーツ振興センターの概要について御説明を申し上げます。

まず、1ページでございます。

目的・業務でございますが、記載のとおり、スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図りまして、国民の心身の健全な発達に寄与するということでございます。

その目的に資するため、左の方からでございますが、施設の企画・管理・運営業務としては、ナショナルスタジアムである国立競技場の運営、また、我が国の国際競技力向上のための研究・支援業務として、国立スポーツ科学センター等を運営しておるわけでございます。

施設の企画・管理・運営のほかにも、スポーツ振興基金の運用及びスポーツ振興くじの収益によりまして、スポーツ振興助成業務を行っております。また、スポーツ振興くじの運営そのものを行う



ほか、一番右のところになります。学校管理下における児童生徒等の災害につきまして、災害共済給付を実施する、児童生徒等の健康の保持増進に関わる学校安全の普及、あるいは食に関する普及業務、衛生管理等を併せて行っているという組織でございます。

2 ページは、事務・事業の内容で、国立競技場の実施フローでございます。

左の方でございますが、大きく分けまして、スポーツ施設の管理運営、

JISS（国立スポーツ科学センター）と連携した研究・支援事業、

ナショナルスタジアムとして、高水準な施設等の維持管理をするために必要な調査研究・情報提供、

この3つの事務・事業を行っております。これらを実施するに当たりましては、一番下の欄に書いてございますけれども、清掃とか警備、電気・機械の運転監視といった定型業務につきまして、外部委託を進めて効率的に行っておるところでございます。

まず、スポーツ施設の管理運営でございますが、施設といたしましては、陸上競技場、ラグビー場の両所併せて国立霞ヶ丘競技場と言っておりますが、これと国立代々木競技場の第一、第二体育館、トレーニングルームやプール等、その他の附属施設といったものからなるわけですが、これらの施設をJOCあるいは日本体育協会、各種競技団体など、こういった利用団体と情報交換を行いつつ、世界のスポーツカレンダーというのをあらかじめ何年かにわたってわかっておりますので、こういったものをにらみつつ、優先度の高い事業や国策としてスポーツの振興の目的に沿った事業であるかということも考慮して、年間事業計画の原案を策定するとともに、計画年の前年度には、利用の要望あるいは申込みを受けまして、我が国の国際競技力の向上、あるいはスポーツ振興を全体として図る観点から、多種多様な競技会を公平、公正に開催することにも配慮して、調整の上、年間事業計画を決定して、大会を開催していくといった流れになります。

その際、施設建設後約50年、御案内のとおり、昭和33年に国立競技場は建設されまして、昭和39年の東京オリンピックのメインスタジアムで使われたということでも有名でございますが、そういう意味で50年経過しているということも踏まえて、近年では大規模改修の工事期間を計画的にとりながら、安全良好な施設環境を維持することにも十分配慮しながら、日程調整を行っております。

こういった年間を通じた事業計画の策定、利用の促進業務、施設管理者としての外部委託事業等の指導監督業務、あるいは施設整備計画、今、申しました補修、改修といったものの企画・立案ということで、こういった基幹的業務の実施を通じて、国際的、全国的なスポーツ大会の開催、また附属施設の個人利用、各種スポーツ教室の開催を通じまして、国民の活力ある生活の形成といったものに貢献することに努めております。

勿論、これらの施設の利用につきましては、競技力の向上といったスポーツ振興の目的にかんがみまして、各種競技団体等利用者に、できるだけ低廉、合理的な利用料で提供できるようにも配慮しております。

また、資料2では記載がございませんけれども、中期目標に基づきまして、本来の利用目的に支障がない範囲内で自己収入を上げる、確保するという観点から、文化行事等のイベントへの提供も

行っておりるところでございます。

次に、JISS（国立スポーツ科学センター）との連携事業でございます。

大規模スポーツ施設での国際大会等の映像撮影、あるいはゲーム分析など、スポーツ振興基本計画に基づく、競技力向上のための研究・支援業務の実験・実証の場として重要な役割も担っているところでございます。

最後の調査研究・情報提供事業につきましては、ナショナルスタジアムとして全国の主要スタジアムとの情報交換会、あるいはスポーツターフ（競技用の芝）の維持管理研修会、施設の管理・整備研修会などを開催しているところでございます。

3ページは、国立スポーツ科学センター（JISS）、ナショナルトレーニングセンターの業務実施フローでございます。

これらの施設は北区に隣接しております。JISSは平成13年（2001年）に開所した施設でございます。ナショナルトレーニングセンターは、その屋外トレーニング施設が今年の1月から供用を開始しておりまして、屋内トレーニング施設及び宿泊施設につきましては、今年の12月に竣工予定の施設でございます。

まず、JISSの行うトータルスポーツクリニック事業ですが、これは我が国のトップレベルの競技者を対象に、メディカル、フィットネスあるいはスキル、メンタル、栄養といったさまざまな面を評価して、競技力の向上に役立つデータ、アドバイスを提供するものですが、こういったものを始めとする各種事業を行っております。

ナショナルトレーニングセンターの施設の管理運営につきましては、運営部を一本化し、一体的に運営するとともに、これらを実施するに当たりましては、定型的な業務につきましては、外部委託を進めているところでございます。

また、JISSの事業につきましては、JOC、NFなど、各種競技団体といった利用団体の要望や利用申込みを踏まえまして、競技力の向上、スポーツ振興を全体として図る観点から、総合的に事業を調整し、利用を決定し、そして計画を実行するという流れでございます。

また、ナショナルトレーニングセンターにつきましては、その利用調整や運用につきましては、年間の専用利用契約を基にJOCが直接行いまして、センターは施設の維持管理のみを行うという形をとっております。JOC、競技団体と連携を図りながら、効果的、効率的な研究支援を行って、スポーツ医・科学を活用した科学的なトレーニングの実践施設の場として、我が国の国際競技力の向上に貢献しているところでございます。

4ページは、全体の組織体系でございます。

理事長を始め、役員の下に国立競技場、国立スポーツ科学センター（JISS）、ナショナルトレーニングセンターの運営組織があるわけでございます。

国立スポーツ科学センターとナショナルトレーニングセンターについては、先ほど申し上げましたけれども、センター長と施設長は併任になっておりますとともに、運営部につきましては、兼ねて一体的に運営するという形になってございます。

なお、ナショナルトレーニングセンターの準備室については、施設竣工後廃止の予定でございます。

す。

5 ページは、業務量の指標の実績値ということでございます。その1つとして、近年の稼働日数等を表してございます。

18年度に陸上競技場のスタンドの改修工事があったということ、あるいは第一体育館、第二体育館については、アスベストの対策工事を実施しております。特に第二体育館については、大幅に施設利用を休止したため、稼働日数や入場者数は減っておりますが、これらの事情を考慮すれば、いずれも安定的に施設利用がなされて、中期目標に基づく計画も達成できている状況でございます。

なお、若干細かいところを申し上げますと、16年度にトレーニング施設等の利用が低下しているところがございますが、この年はアテネオリンピックのオリンピックイヤーということで、大会中あるいは大会終了後のチーム解散のため、入場者数、トレーニング施設等の利用が減少したという状況がございました。

6 ページは、J I S S のサポートによるオリンピック大会等の獲得メダル数を実績として示したものでございます。

先ほど申し上げましたように、2001年にこの施設は開所いたしまして、最初のオリンピックであった2004年のアテネオリンピックでは、日本選手団が大変活躍しました。表にありますように、全体で37個のメダルを獲得したわけでございますが、そのうちの33個のメダル獲得をサポートしたというようにごらんいただければと思います。

その後もアジア大会等で多くのメダルを獲得、全体なべて言えば8割程度になるかと思っておりますけれども、これをサポートしてきているという状況でございます。

国際的にも、今日、競技力の向上、とりわけトップアスリートの評価につきましては、スポーツ医・科学の活用が欠かせない状況になっておりまして、日本におきまして、このような世界の趨勢に遅れないように、J I S S がさまざまな角度からスポーツ医・科学及び情報を活用した研究支援業務を行っていくということでございます。

下の方に記載がありますけれども、昨年見直されました国のスポーツ振興基本計画におきましても、J I S S の役割は高く評価されておりまして、今後はナショナルトレーニングセンターと連携を図っていくことが不可欠とされてございます。

7 ページは、特殊事情等でございます。

スポーツ振興のための役に立つために、まず国立競技場につきましては、我が国唯一のナショナルスタジアムであることから、全国規模、国際的な競技大会開催の場を提供しておりますが、そのために中長期、あるいは毎年のスポーツ大会の開催スケジュールを把握しつつ、ときどきの状況に応じた判断の下に事業計画を策定する。

また、大会準備等の進行管理、特に近年は、施設の老朽化ということに対応する必要がございます。安全・安心で良好な施設環境を確保するために、万全な保守・点検などの施設マネジメントが強く求められている状況にもございます。

このため、センターが過去に蓄積いたしました種々のノウハウ等を有効に活用することで、円滑かつ効率的な施設利用を実現しているところでございます。

また、こうしたノウハウにつきましては、各地の諸施設のモデルともなって、指導的な役割も果たしてきているところでございます。

JISS、国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンター中核拠点施設につきましては、言わば世界がしのぎを削る競技力向上の場におきまして、我が国の中枢機関としまして、科学的トレーニングを行える練習施設を提供するなどしまして、研究部門と選手強化を一体的・効率的に行える、競技力向上に不可欠な実施体制をとることができるようになってございます。

8ページは参考ということでございましょうが、外部資源の活用状況として、定型的業務の外部委託を推進しているということでございます。

特に国立スポーツ科学センターとナショナルトレーニングセンターにつきましては、ともに北区に隣接して設置されているということをお先ほど申し上げましたが、こういった施設の定型業務については、一括して外部委託を行っております。基本的に、一般競争入札により毎年委託先を決定するという形をとってございます。

最後、9ページでございます。官民競争入札等実施の可能性ということで記載させていただいてございます。

国立競技場等につきましては、我が国唯一のナショナルスタジアム、また我が国の国際競技力向上のための要となるスポーツ医・科学情報を活用した研究支援機関といたしまして、日本スポーツ振興センターが運営の根幹となる業務につき、自ら企画・運営を実施する必要があると考えてございます。

まず、事業計画の策定に当たりましては、国並びにJOC始め、各種競技団体等の利用団体との密接な連携、あるいは信頼関係の下に我が国の競技力向上及びスポーツの普及、振興という設置目的を踏まえまして、必ずしも収支や採算ということではなく、総合的に判断、決定することが必要と考えております。

また、施設の所有者として、特に老朽化した施設を安全良好に維持管理するという責務を十分果たすことが求められています。

国際競技力の向上の観点からは、常時設置するJISSとの連携を図っていく必要もございませぬ。

右下の方に問題点を記載させていただいておりますが、仮にセンターの業務を一事業者に一括して委託した場合に、現在既に外部委託を行っている定型的な業務につきましては、それぞれに精通した事業者が必ずしも受託できなくなるということ、再受託に伴う無理なコストダウン、あるいはサービスの質の低下や安全性の低下といったことを招くのではないかという懸念も発生するのではないかと考えております。

こうしたことから、スポーツの振興という目的に沿いまして、施設の運用を適切に実施していくために、その運営の根幹に関わる業務について、センターが企画・実施していく必要があると考えてございます。

以上で資料等の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

岡本専門委員 どうもありがとうございました。それでは、今、御説明のありました事項につい

での質疑を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

原専門委員、どうぞ。

原専門委員 御説明ありがとうございます。全体を拝見した結果、もう端的に、国立競技場を旭上に載せることは全く問題なくできそうにしか見えないのです。

というのは、ここに書いてある阻害要因、例えばJISSとの連携とか。これは組織である以上、そういう連携は当然取れるはずですので、むしろその連携が取れるような指導をすれば可能ではないかと思います。

それから、改修の問題もありますが、恐らくこれが阻害要因になるとは到底思えない。どんなところでも改修工事というのは絶対に必要で、かつ、いろんな事例を見ても、かなりの大きな規模の施設を民間委託とか、その他の団体に委託というのは普通にされていることだと思うのです。

これが結果としてできないという結論になるのが、なかなか納得できないのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

鬼澤課長 1つは、単に施設の管理ということではなくて、先ほど申し上げたように競技力の向上、スポーツの振興という観点から、JISSとの連携を図っていく必要がある。競技団体については、財政的にも非常に厳しいわけですので、施設利用はできるだけ低廉で利用させていただいています。競技場のみならず、JISS、その他も勿論利用料をお支払いいただいているわけですが、そういう形で、スポーツ振興という観点から、必ずしも収支や採算ということだけではなく行う必要があると考えてございます。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、収支や採算ということであれば、例えば文化的な行事に貸せば、更に採算は上がるような料金体系になっているのですけれども、やはりそういうことで、この施設の目的にも資さないということが見込まれますし、ひいては、スポーツ振興という目的が達成できなくなるというふうにも考えているところでございます。

原専門委員 そこはすごく大事なところだと思うので、それが達成できるようなオペレーションで今回の官民競争入札に切り出せばいいのではないかと思うのですけれども、それが全くできないというのは、どういった理由からなのでしょう。

鬼澤課長 基本的にはスポーツ施設ということで、しかも過去ずっと競技団体あるいはJOCと連携を図りながら、特にJISSを設置してからは、JISSと競技場を一体に、実際は経営的な採算も含めてトータルにやって、そのことによって低廉な利用料も実現しているという現状もございます。

やはり、条件設定というよりも、そういう条件を設定しにくいのか、あるいはそもそも難しいと私どもとしては考えておるところでございます。

原専門委員 それで言うと、この4ページを拝見してますますそう思ったんですけれども、要は完全に組織的にも分かれているように見えるんですよ。JISSとNTCの方は多少入り組んだ部分もあったりして、組織的に切り離しは難しいのかもしれませんが、この組織図からは、明らかに国立競技場は独自に運営されているように見えるので、ここだけを切り出すということは十分できるのではないかと思ったのです。

鬼澤課長 確かに場所は別のところにございますけれども、先ほども申しましたように、競技力向上という観点から、国立競技場においてJISSの実験・実証の場としての役割がある。勿論、ナショナルトレーニングセンターにもトラックはございますけれども、国立競技場でないといけない競技等もございますし、やはりそれなりのスタンドで、大きな大会のときに映像を撮影する。それをJISSで分析し、活用して、選手にアドバイスするという連携を常時図ることが必要だと考えてございますし、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、トータルに国立競技場、ナショナルトレーニングセンター、スポーツ科学センターの3者は、スポーツ振興という目的の観点から、経理面といいましょうか、収支についてもトータルにバランスをとって、それで低廉な選手強化のためのコストを実現しているということもございますので、国立競技場だけ国立スポーツ科学センターとナショナルトレーニングセンターを切り離してしまうということは、私どもとしてはなかなか考えにくいと考えています。

原専門委員 では、もう一つ。仮にそこはある程度の連携の部分はどうしても必要ということで譲るとして、8ページの資料は、現実的にかんがりの部分を今、外注化されていますね。かなり譲ってですけれども、例えばもう少しこの範囲を広げて、それで官民競争入札の俎上に載せるという考え方をしたとしたら、官民競争入札ノーという結論にはならないと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

鬼澤課長 定型的な業務については、外部委託を推進するということから、官民競争入札によって、一括して一定の業者にとということになりますと、先ほどちょっと申し上げた再委託に伴う無理なコストダウンを強いる、あるいはそれによって質の低下、安全性の低下のおそれがあるのではないかと考えています。

ですから、一括というよりは、やはりそれぞれの専門性の高い、専門性といっても清掃業務と警備業務はそれぞれ違うと思いますし、そういう形で今、進めている外部委託を更に推進していくということは考えるにしても、一括してということがどれだけメリットがあるのかとは少し懸念を持っております。

原専門委員 それで申しますと、一括の方が恐らくコストメリットもクオリティメリットも出てくる可能性が高いと思うのです。なぜかという、今度はそれなりに受ける方としての規模のメリットがかなり出てくるので、そこでいろんな経営的な融通をきかせた、いわゆる民間の叡智とか創意工夫の余地がその部分ですごく生まれてくるのです。

そういった観点からすると、一概にこれは先ほどおっしゃったように、分散してそれぞれの強みを生かしたような形。仮にそうだとしても別に何社かでジョイントをすればいいわけで、そうすれば各社の叡智も生かせるわけなのでね。

そういったことを考えると、むしろより効率化の可能性が高まるのではないかと考えるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

鬼澤課長 ジョイントということでどれだけメリットが出るのかというのはありますけれども、例えば国立競技場とスポーツ科学センターは場所が離れておりますけれども、同じ都内でございます。その中で、例えば清掃業務については同じ業者とか、そういうことで更に効率化、コストダウ

ンが図れる。同じ専門性を同じクオリティが保証できるということが前提とされるのであればそういうことは考えると思いますけれども、違う専門性の業務について一括してということのメリットというのがちょっと見えにくいなのというのが、ある意味では少し勉強不足かもしれませんが、私どもはそういう印象を持っております。

岡本専門委員 今、立場が逆なように思えてしょうがないのです。例えば先ほど原専門委員が質問されたことをあえてもう一回蒸し返すようなことになりますが、国立競技場の体制図が4ページにありますけれども、ここで4つの課がございますね。この4つの課の上に推進役と言われる方がいらっちゃって、その上にセンター長と同じような責任者だと思われる場長がいますね。ここに属していないと、職員の方がスポーツ振興センターに属していないといけない理由にはならないのだと思うのです。

課長が先ほどからおっしゃっているように、国立競技場に人が属していないと、全体としてスポーツの振興に図れないと強調されていらっしゃいますが、それはどう考えても詭弁を弄していらっしゃるようにしか思えない。ここに属している方がどういうことをされていらっしゃるから、現状でスポーツの振興が図られているのですか。個別に具体的にお聞きしたいと思います。外部者だったら、それがなぜできないのでしょうか。

鬼澤課長 国立競技場なり、スポーツ科学センター、ナショナルトレーニングセンターは、それぞれ目的を持って設置されていますし、広い意味ではスポーツの振興ですけれども、やはり国立競技場でいいますと、先ほど申し上げたような事務・事業をやってございます。それは長年私たちが培ったノウハウというものを持ちながら、スポーツ界のニーズというのを。

岡本専門委員 途中で遮って申し訳ありません。長年培ったノウハウが職員の方にあるということをおっしゃっているわけですね。

鬼澤課長 はい。

岡本専門委員 それは例えばどういうノウハウですか。

鬼澤課長 このスポーツの施設を維持・管理しながら、効果的に利用を展開する。そのために、やはりスポーツ振興の優先順位というものを調整して、しかも特定の競技団体、特定のイベント、あるいは特定の収益の上がるイベントというものを重視するのではなくて。

岡本専門委員 でも、そういうことは職員を教育訓練されるとき、そういうことをすればできる話ではないですか。たとえ民間の主体にその職員の方が仮に属していらっしゃったとしても、今おっしゃったようなことはできるように思えるのですけれどもね。

鬼澤課長 私どもも採算ということで考えているわけではございませんので、やはりスポーツの振興という視点でこの事業をやっているわけです。

岡本専門委員 民間だから採算ばかりとっているということを申し上げているわけではなくて、民間の一人ひとりに今、言った事業目的を教育されれば、そういうところで働いている人たちはそういうふうには仕事をするのではないですか。

鬼澤課長 民間の方に、逆にどうしてそういうことを指導しなければいけないのか。

岡本専門委員 それが、先ほどから立場が逆転しているのではないかと申し上げているのことで

すよ。我々が説明する必要はないわけですよ。今回は、閣議決定ですべからくとは申しませんけれども、できる限り民間に出していこうという流れの中で、できないという理由はそちら側が説明責任を持って説明してくださいという立場だと思うのです。それでこちらは先ほどからその理由がわかりませんと申し上げているのですよ。こちらから何も説明する必要はないのではないのでしょうか。

鬼澤課長 そのとおりです。私はそう説明しているつもりなのです。

したがって、民間の採算を前提とした事業展開がここでできるのかどうか。逆に採算を行うことによって、文化的なイベント、あるいはそういったスポーツ以外の事業に頼らざるを得なくなる。

岡本専門委員 わかりました。

そうしたら、確におっしゃるように、民間事業者に渡すとそういう懸念があるのは一般的にはそうでしょう。そうであれば、官民競争入札の土俵に1回乗せてみられたらどうですか。それで課長がおっしゃるとおりそういうことであれば、それはそれで民間事業者に委託できるようになればそれはそれでいいのではないのでしょうか。はなから駄目だというふうにはなかなかならないのではないかと思います。

鬼澤課長 現に今、スポーツの振興のために制約を行ってやっていますので、これを民間にやることによって、明らかにこの採算ということには到底できないだろうと思います。少なくとも、ナショナルトレーニングセンターと国立競技場全体として。

岡本専門委員 わかりました。それでは、国立競技場あるいはそのほかのセンターでもいいのですけれども、各事業ごとの採算というのをしっかり出していただきたいと思います。現状、例えば原専門委員のお言葉を借りると、どういうふうに明確に分かれている部分がございますので、国立競技場の数字と、確かにNTCとJISSは分かれられないというのであれば一緒でも構いませんから、それがどういう採算でやっていらっしゃるかということ、交付金が入った後の数字で結構でございますので、それを出していただくということをお願いできますでしょうか。

鬼澤課長 はい。

岡本専門委員 吉野委員、何かありますか。

吉野委員 これはオリンピックのメダルの数で評価されたという話を言っているのですか。

鬼澤課長 メダルの数にサポートしたということで、メダルの数自体は選手の取ったものですがけれども、それをサポートしている数がこれだけあるということで、評価しています。

吉野委員 だれが評価したのですか。

鬼澤課長 最終的には、このスポーツ振興基本計画の中で、あえて18年に見直した中でこの位置づけが評価されてございます。

吉野委員 ですから、だれが評価したのですか。

鬼澤課長 スポーツ振興基本計画の策定に関わった中央教育審議会のスポーツ・青少年分科会で議論して、これを回答してございますので、そこによってこの評価を行ってございます。

吉野委員 例えばこんなメダルの数でいいのかという考え方をする人間はいるはずですよ。メダルの数がこれだけで十分でございますなどという説明は、とてもじゃないけれども一般性を持たな



い。これだけ金を掛けたのだから、もっと取ってしかるべきではないかとする国民もいるはずだ。

ですから、こんなことを言っていたらばどこまで行っても客観的な話にはならないのですよ。例えば今の成果を前提にしても、もっと効率的にその成果を上げるにはどうしたらいいかを考える。それを見つけるためにこそ「市場化テスト」がある。こういうところでメダルの数を自画自賛して、中教審の何のなどというのはみんな身内の会話ですよ。身内でもってほめ合って、これでもよろしいなどという話を持ち出してきても、そんなのは国民には説得力がないですよ。

ですから、もっと客観的な説得力のあるやり方をやりましょうという考えにはならないのですか。

鬼澤課長 この目標につきましては、メダル数の総数の約 3.5%を目指すという目標を基に今、進めているわけです。アテネオリンピックはこれが 4.0%までいったので、その目標は達成したのですが、その後のトリノオリンピックが 1 つにとどまった。全体では 3.2%ということで、目標は達成できていないという状況でございますし、アテネオリンピックの前、要するに東京オリンピック以後、非常に低迷いたしまして、ミュンヘンのとき若干上がりましたがけれども、いずれにしる非常に低迷している状態からすれば、アテネオリンピックは突出したメダル獲得を実現できた。

国力であるとか、スポーツ関係予算といったものの確保の比較等をしながら、せめて 3.5%のメダル数は獲得したい。これは別に金とは限りませんが、そういう目標の基でやっていたということでは、ある程度客観的に評価して、日本は高いレベルに達したのではないかと思います。

逆に今度は隣の北京で開催されるだけに、非常に厳しいとは思いますがけれども、やはりアテネが急激に伸びたというのは、このスポーツ科学を活用した選手強化というのが 1 つ功を奏したという評価は、決して客観的ではないということではないと思っております。

吉野委員 だってここを利用したからそうなったのだというのは、民間でやったらばそうならなかったということを証明しなければならない。そこがわからないと言っているのですよ。民間でやったらできるはずですよ。あるいはもっと効率よくできたかもしれない。

それをとにかく 1 回やってみましょうよという話を言っているのですよ。

鬼澤課長 今はスポーツ科学というところは、どう見ても最先端の科学は大学とか研究機関、ドイツもアテネオリンピックで惨敗しまして、ケルン大学などと競合した。むしろそういう学術研究の最先端を利用しながらやっているという状況でございます。

したがって、こういうスポーツ科学センターのような 1 つのメッカのようなものをつくって、強いて言えば、大学と連携すれば更に効果は出ます。そういうことをやっていくということが、一番効率的ではないかという認識でこういう施設をつくったというのが現実でございます。

岡本専門委員 今、吉野委員がおっしゃっていることで、JISSとかNTC自体が提供しているらっしゃるトレーニングの中身とかということではなくて、それをおっしゃって、それでメダルを取るとするのはそのとおりだと思います。

ただ、それと、こういう体制で、すべて自分たちでできる限り抱えて、文科省さんはもう外部委託をやっているかもしれませんが、その施設運営と実際の中ではすごく距離感があるように思うんですよ。今さっきの原専門委員のご指摘のように、課長は、国立競技場はもう 50 年経って

いるとおっしゃっていますが、世の中いろんな、あえて言うと国立競技場と同じような施設、例えば陸上競技場、ラグビー場、体育館が全部一緒になっているというわけではないかもしれませんが、至るところに野球場もあるし、ラグビー場もいろいろある中で、あえてそこを持たなければいけないという説明がわからない。

確かにトレーニングは一流でしょう。それはオリンピックのメダルを幾ら取るかというのはいろいろな議論があるかもしれないし、効果的かという議論はあるかもしれませんが。そう思いますけれども、それと施設運営で国立競技場までもって、外部委託を出しています。出しているけれども、もっと出せるように努力しますけれども、逆のところは全部出しませんということをおっしゃっているのだと思いますが、それはどうも一体感がないといいたいまいしょうか、むしろ逆になくてもいいのではないかと思うのです。

もう一点。課長が先ほどおっしゃった、無理に民間に出して再委託しているから、むしろ非効率になってという議論を出されていますね。あれは先ほど原専門委員が申し上げましたけれども、それはちょっと問題が違うのではないかと。もしそういう事例があれば、逆に出し方が悪いのではないかと思います。

もう少し民間がうまく活用できるように幅を持って出したら、民間事業者はそれなりに工夫するのではないかと思うのですよ。それを無理に狭い範囲で出しているから、そういう無理な切り出しのように思えるのではないかと思います。

これは空中戦なので議論しても余りかみ合わないかと思いますが、もし御意見があればお願いいたします。

鬼澤課長 私ども立場もございまして申し上げますけれども、スポーツの振興という目的といいたいまいしょうか、そういうものをどう考えるかということで、やはり私どもはスポーツの振興というのは、単に個人の生活のためとか、個人の喜びとか趣味のためということではなくて、やはり国の1つの活力であったり、あるいは統合のためであったり、広い意味では、国民の全体の健康にもつながる。そういうことで、スポーツというのは非常に大きい政策課題の1つだと思っております。

その中で、やはりナショナルスタジアムというものがあって、いろんな大会について、随時そういうところで常に最終的には開催できる場所を確保しておくということも大事だと思っております。

2002年にワールドカップが開催されて、確かにいろんな競技場、特にサッカースタジアムが中心にできました。そういう意味で、国民のスポーツ環境は非常に拡充された、充実されたとは思いますが、国立競技場自身がそのことによって機能を失っている、あるいは利用率が低迷しているということではないという状況もございまして、引き続き国立競技場の使命というのは果たしていく必要があるのではないかと考えております。

岡本専門委員 原専門委員、どうぞ。

原専門委員 おっしゃる大局観は全くそのとおりだと思います。それは非常に重要なテーマなので、ここの推進は公的であるべきだと思いますが、ただ、それと先ほど申しました、もう少し民間の創意工夫を生かす余地をここでシャットアウトしていいのですか。もっとそこに対してチャレンジするというか、よりこの制度を使って、よりよい運営をするためにもっと民間の叡智を使いませ

んかというところかというと、これはノーということになってしまうと、その何れも余地が生まれてこないのではないかと、このところが一番気になる場所なのですからね。

鬼澤課長 おっしゃる趣旨はよくわかります。やはり民にも知恵が当然たくさんありますし、場合によっては優れた研究をされている民もごぞいます。そういうのを有効に活用できるという知恵は、やはり出さなければいけないと思っています。しかし、一括してすべて民に委ねるところに進むというのは、まだ問題が多いと思っております。

岡本専門委員 内閣府の事務局で調べていただいた資料を持っているのですが、例えば地方公共団体の指定管理者の枠組みでは、鹿島アントラーズがカシマサッカースタジアムを受けているとか、私はよく知らないけれども、東京体育館が財団法人東京都スポーツ文化事業団であるとか、辰巳にある国際水泳場が日本管財を代表企業としているとか、いろいろあるわけですよ。

そのような事例が他方で置きつつ、他方でもう一個、先ほどの閣議決定、施設・管理はすべてからくというか、できる限り官民競争入札等にかけるというのが回りに状況があるわけですね。

おっしゃったように、ナショナルスタジアムを設けて、そこをある意味でシンボルのような形で置いて、それでスポーツの振興を図っていくという、文化政策、スポーツ政策があたりになる中で、どのように責任者の課長としてお考えになっているかというのを伺いたいです。周りでいっばい似たような施設は、方向性としては、それは正しいかどうかという議論をむしろ伺いたいです。と思うのですが、出てきているわけですよ。

他方で国立競技場は、がんとしてナショナルスタジアムだということで、全然それは曲げられないということについて、私はすごく違和感を覚える。

他方で、国力として、あるいはスポーツの振興として国としてやっていかなければいけないということについては、共感を覚えます。そこはすごく私にとっては乖離があるような気がしてしょうがないのです。

鬼澤課長 ナショナルスタジアム、国立競技場は、もともとはそういう歴史的背景があって、日本のスポーツの振興のメッカということでスタートして、聖地となってきましたけれども、確かに時代が変わっているので、それなりの見直しは必要だと思っていますけれども、やはりスポーツの振興という観点から、特に常にこういう体育施設、大規模競技場の施設管理について、いろんなノウハウ、それこそ先ほどちょっと申したスポーツターフの、芝生の管理などは民間でもできるのではないかと、これはあるかもしれないけれども、常に予期しない出来事が起きて、それに対して競技場が解決策を提示していくという実績も上げています。

その他、スポーツの施設のいろいろな出し入れの問題、民に貸した後の処理の問題など、常にそういう動きについては、ノウハウを蓄積しながらやっておりますし、こういったノウハウは一度還元すればほかの施設でも活用できる。

ただ、常にナショナルセンターとして、そういういろいろなチャレンジにスポーツと他の文化、あるいはスポーツのレベルアップというふうなチャレンジしてくるという競技施設があるということは、私の立場としてはそういうふう感じております。

岡本専門委員 わかりました。

それでは、今、課長が説明されたノウハウ。要するに民間事業者では恐らく無理だと考えていらっしゃるノウハウ。逆に言うと、こういうスポーツ振興センターのところで蓄積されてきたノウハウ、得らなければいけないノウハウというのを説明資料としていただくことはできますか。

鬼澤課長 これまで開拓してきたものをちょっと。

岡本専門委員 そうですね。今、民間に任せたのでは、スポーツ振興にむしろ障害になるだろうと思われるノウハウ、あるいは蓄積した経験というものについてどういうものがあるかというのを御説明いただきたいと思います。

鬼澤課長 はい。

岡本専門委員 では、本日はどうもありがとうございました。引き続き、また前向きに御検討をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(日本スポーツ振興センター関係者退室)

(大学入試センター関係者入室)

岡本専門委員 それでは、大学入試センターの業務につきまして、文部科学省高等教育局大学振興課の中岡課長、及び独立行政法人大学入試センターの月岡理事より御説明をお願いしたいと思います。

大変恐縮ですが、時間の関係で15分ということですのでよろしくお願い申し上げます。その後35分間で質疑を行いたいと思います。

中岡課長 高等教育局大学振興課長の中岡でございます。本日は、御説明申し上げます機会をいただきまして、ありがとうございます。

まず始めに、大学入試センターの業務内容等につきまして、簡単に私の方から御説明申し上げます。その後、具体的な内容につきましては、センターの月岡理事の方からお話申し上げます。

大学入試センターは、大学の入学を志願する者に対しまして、大学が共同で実施する試験、すなわち大学入試センター試験に関します業務を行うことによりまして、国公私立大学全体を通じた、我が国の入学者選抜の改善を図る。もって大学、高校教育の振興に資することを目的としている機関でございます。

大学入試センター試験というのは、どうしても大学入試センターが独自に行っている試験を各大学が使っているように見えますけれども、実は法律上は、基本的には各大学が共同して行う試験を大学入試センターも一緒になってやっているということでございます。

このように、大学入試センターは、大学入試センター試験を実施いたします各大学と一緒に業務を行うということが最大の業務になってございます。

この大学入試センター試験は、大学入学者選抜に直接関係するものということで、極めてナーバスな性質を持っている事柄を扱っておりますので、中立性あるいは公正性というものが厳格に求められるという状況にございます。例えば試験問題だとか、あるいは個々人の点数など取扱う情報には、高い機密性が求められまして、高度な情報管理が必要でございます。

また、大学入試センター試験というのは、法律上、高校教育の達成度を図るものとして位置づけられております。したがって、その実施に当たりましては、学習指導要領への準拠など、国の

教育政策あるいは入試政策と不可分一体であるという状況でございます。

このように、極めて公共性の高い業務であることから、国の適切な関与の下、独立行政法人の業務として実施しておるとい状況でございます。

一方、本日の議題ではございますけれども、業務の効率化を進める観点から、入試センターにおきましては、作題だとか、採点等の中核となる業務につきましては、公正性、公平性、機密性といったものが極めて求められるわけですが、そういった業務を除きまして、外部委託を推進しているところでございます。総事業費が大体 94 億円でございますけれども、このうち約 40 億円の外部委託を実施しているという状況でございます。

入試センターのあらましは、以上のとおりでございます。詳しい内容につきましては、先ほど申し上げましたように、月岡理事の方から御説明申し上げたいと思います。

月岡理事 大学入試センターの月岡でございます。お手元でございます資料に沿うような形で、ごく簡単に御説明申し上げたいと思います。

まず 1 ページ目に、センターの概要がございます。

今、中岡課長からも御説明申し上げましたが、センターの目的は、大学に入学志願する者に対し、大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うということが、まず 1 点目でございます。

2 点目に、大学の入学者の選抜の改善がございまして、そのための調査、研究を行っております。

3 点目に、センター試験の実施も関係がございまして、各大学がセンター試験をどのように使っているかといったことを始めとする、大学進学希望者に対する大学進学情報、入学試験の関係の情報といったものの提供を行っております。

センター試験の概要につきましては、御説明しましたように、大学入試センターは、大学が共同して実施することとする試験等に関する業務を行っております。

沿革でございますけれども、昭和 52 年に共通第 1 次学力試験の問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うとともに、大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究を行う機関として設置されまして、13 年 4 月に独立行政法人となっております。

主な業務でございますけれども、冒頭申し上げましたように、入試センター試験に関して試験問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務。

入学者の選抜方法の改善に関する調査、研究。

センター試験の受験者を始めとする大学に入学を志望する者の進路選択に関する情報ということで、例えば入試に関する情報などの提供を行っております。

2 ページ目が、組織図でございます。

3 ページ目が、外部の先生、外部の委員も含めた形でのセンターの組織体系となっております。各種委員会等の役割につきまして、4 ページから簡単に 3 ページにわたって説明してございます。

7 ページ目が、センター試験の概要でございます。

センター試験の性格でございますけれども、この試験に参加する国公立大学がセンターと協力

して、同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施するというものが入試センター試験でございます。

センター試験の特徴は、幾つかございます。

大学がセンターと協力して、共同して実施する試験ということが、まず大きな特徴の1つであると思います。

そして、全国一斉に同一の問題を用いて行っているということ。

3番目に、試験問題は、大学の教員が主として作成いたしまして、すべて新作問題であるということでございます。

4番目に、試験問題、解答、配点は、全部公開しております。

5番目に、科目別の得点を入試の日程が終わりました後、希望する受験者に通知いたしております。

こういった形がセンター試験の主な特徴でございます。

大学入試センター試験は各大学との共同実施ということでございますが、志願者は最初入試センターに出願いたしまして、その後受験をいたします。そして、時期的には前後ございますが、これが終わりました志願者は、利用大学に出願をいたしまして、大学の個別試験を受験し、センターから各大学に成績を提供いたしまして、各大学が合否を決定する。センターは受験者の成績を提供し、各大学はそれぞれの大学での個別試験の結果やその他と照らし合わせたりしながら、最終的な合否を決定し、志願者に合否の通知をするというものでございます。

センター試験の運営でございますけれども、入試センターは、センター試験の試験問題の作成、印刷、輸送、受験案内、試験マニュアルの作成など、一括して処理することが適当な業務を行っておりまして、それ以外のすべての業務は利用大学が分担するという役割としてあるわけでございます。

各利用大学が分担する業務といたしましては、まずは、入試センター試験をどのようにして使うのかといったことなどを、あらかじめ各受験者に対して予告するといったこと。

実際に入試センター試験を行う試験場の設定、その際の試験監督者などの選出をするということ。

そして、志願者に受験案内を配付し、試験を実施した後、答案の整理、返送を行うということ。試験成績を請求するということ。

試験問題作成に携わる者を入試センターに派遣するといったことを利用大学の役割といたしております。

なお、このほかにも、7ページにございますように、入試は、高等学校と大学教育との接点にございますので、高等学校関係者の協力も得ております。協力を得ております大学、高等学校関係者の総数は、大体1,000人ぐらいになるのではないかと考えております。

実施は各大学が担当いたしまして、実施当日だけで数万人の大学の教職員が試験監督、その他の業務に当たっております。

8ページ目には、センター試験の年間を通した大学とセンターとの間の業務処理の日程となって

おります。

センター試験の試験問題そのものは、数年間かけて、点検を何回か繰り返しながら試験問題をつくって、印刷し、印刷されたものを更に修正し、点検するといったことを行っておりますけれども、実施面につきましては、1月にセンター試験が終わりました後、その実施の概要につきまして、収集、整理をした上で、次年度の計画を策定するといったところから始まります。大ざっぱに見ていただきますと、その資料でございますような形で行っております。

なお、この間には、入試センターにおきましては、高等学校を対象とする説明協議会を7月に行っておりますし、各大学のセンター試験を含む入試担当者を集めた連絡協議会を、8月に1回、12月に1回行っております。この試験が全国統一のマニュアルの下に確実に実施されるように、いろんな形で各大学の担当者に説明を申し上げているところでございます。

このセンター試験の実施の実績でございますけれども、12ページに今年の1月に行いました入試センター試験に関するところでございます。今年は19年1月20、21日に行いました。志願者総数は、合計で55万3,352人でございます。

いわゆる現役の高校3年生が43万4,000人。

浪人の既卒者が11万3,000人ぐらい。

それ以外の大検の合格者、その他の者が6,300人といった内訳になっております。

ここにはございませんが、2日間の日程で行っております。朝早い時間から夕方遅くまで、2日間とも時間割を組みまして、試験を実施いたしております。

その試験の実施でございますけれども、本試験につきましては、全国735会場で8,923の試験室。実際試験室は、試験当日に体調不良等や風邪を引いているとか、いろいろな事情で別室が用意されたりいたしますので、最終的にはこれよりも増える形になります。

試験監督に従事した人間は、これは仮の試算でございますけれども、仮に55万3,352人を単純に50人ずつ1つの試験室に割当てて、その試験室に試験監督を2人置いたとする計算にいたしましても、約2万3,000人。これ以外にも、多くの試験要員が必要でございますし、またリスニングテストの実施に際しまして、配付する機材等が増えておりますので、その分約1万数千人程度増加しているところでございます。

14ページは、外部資源の活用状況でございます。

私ども、既に幾つかのところにつきましては、外部委託等を行っているところでございまして、この段階でのトータルの実績額といたしましては、38億6,000万円でございます。

11ページに戻っていただきますと、予算が載っております。

センター試験の試験実施経費に充てておりますのが、95億2,700万円でございます。このうちの約40億円程度が、外部委託費として支払われている金額となります。

もう一点、9ページに、法科大学院適正試験の概要がございまして。

これは、平成15年8月から行っているものでございますが、御案内のように、平成13年の「司法制度改革審議会意見書」におきまして、法科大学院を設立するということが求められまして、その際に必要な法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等

の資質を図る適性試験が課せられたわけでごさいます、それにつきまして、法科大学院協会から提案をするように求められまして、センター試験と同じように共同実施という方法で実施できますということを提案し、法科大学院協会から推薦を受けて、現在これを進めておりますが、センターの平成 18 年度からの中期目標の期間中に、試験的实施につきましては終了するといたしてあります。

試験の流れ等につきましては、基本的にはセンター試験と同様でございます。

以上でございます。

岡本専門委員 もう全体でよろしゅうございますか。

中岡課長 はい。

岡本専門委員 ありがとうございます。それでは、今、御説明いただきました点について、質疑を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

原専門委員、どうぞ。

原専門委員 かなりの部分をもう既に外注されているところで、しかも、事例として情報処理技術者試験というのが先行して官民競争入札の対象として一定の成果を上げていることを考えますと、今回の官民競争入札の対象にしていくのに余り支障がないように思えてしょうがないのですが、ただ、最後にネガティブな形になるのはなぜかなという要因をもう一度御説明いただけますか。

月岡理事 まず、大学入試センター試験でございますけれども、その性質といたしまして、センターが実施主体のように見えますけれども、各大学の行っております入学者選抜試験につきまして、統一して使用する試験問題の作成その他の一括して行うことが適当な業務についてセンターが行っております。それ以外のセンター試験の業務につきましては、大学の入学者選抜試験でございますから、各大学が行うという状況でございます。それが1つのセンター試験の大きな特徴ではないかと思えます。

センター試験という名前からして、通常の試験と同じように、その実施主体が全責任を持って行っている。私どもがどこか会場を選んでお願いして、お金を払ってやってもらっているというわけではありまして、すべて各大学の方が、自分の必要な試験会場を用意して、当日の準備を行うといった仕組みになっております。

それが非常に大きな違いといえますか、仕組みとしての違いではないかと思っております。

原専門委員 つまり、各大学との連携をとらなければいけないから、センターで一括してやらなければいけないということですか。

月岡理事 各大学と連携してといえますか、各大学が実施している選抜試験の中で、センター試験という共通の試験問題を使って行う試験があるわけでごさいます、これに参加して自分たちの試験を実施する。このセンター試験の仕組みに参加をして、自分の大学の入学者選抜試験を実施するという性格であるため、試験問題の作成とか、採点といったことはセンターが一括して処理したほうが効率的であり、各大学が処理するのではなく、センターがやりますけれども、実際の当日の会場の運営、その他につきましては、各大学が行うということでごさいます。

原専門委員 運営の仕組みは今のお話でわかったのですけれども、それを競争入札にして、外部



委託できない理由というのはどういうところにあるのですか。

月岡理事 外部委託にするというのは、どの部分を外部委託にするということでしょうか。

原専門委員 今おっしゃった一括運営ですか。例えばそういったところを外部に出すとしたら、支障があるのはどういったところなのでしょう。

月岡理事 各大学の入試運営業務を委託することになるのではないかと思います。

原専門委員 個別に各大学から委託しなければいけないということですか。

月岡理事 そうではないかと思います。

原専門委員 それを外部に委託することは可能ということによろしいですか。

月岡理事 私にはわかりません。私どもは、自分たちが一括処理するところについては責任を持って行わなければいけないと思っております、それはやらせていただいております。そのうち、自分たち自身がやるよりは、委託して行った方が効率的ではないかと思われるところについては、既に委託をしております、進めております。

岡本専門委員 ちょっと本題とは外れると思うのですが、今のお話を伺っていると、センターがやっていたら業務は何でしょうという気がしてくるのですよ。いわゆる我々が普通思っている入試の1次試験に相当するものについては、各大学が主体的にやっています。

それ以外に統一的にやっているのは、資料の一番最後のページには載っていますが、ほとんどもう外部委託している。

そうであるならば、センターの存在というのは、この業務についてはほとんどないということですか。

月岡理事 冒頭のページにございますように、センターは「大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行う」ということとございまして、具体的にどんなことがセンター試験として決められているかといいますと。

岡本専門委員 この調査研究と情報提供についてセンターが行っているということですね。

月岡理事 実際、共同して実施をすることが適当な業務ですので、7ページの「大学入試センター試験の概要」で、センターが何を行っているかということが書いてございます。センターが行っておりますのは、まずは試験問題の作成でございます。実際、当日使う試験問題を作成いたしております。

岡本専門委員 ですから、その試験問題の作成の個別の内容については、大学の教授が実質的につくるわけですね。

月岡理事 それは私どもの方で作題委員としてお願いをいたしまして、つくっております。

岡本専門委員 そうですね。ですから、センターの職員の人が試験問題をつくるわけではないわけですね。大学の先生方が書かれた質問を問題用紙に書き、試験の体裁を整えるということですか。

月岡理事 試験問題の作成につきましては、試験問題のアイデアを出す、それを試験問題の形にするというのは作題委員の先生方が行います。これは非常に重要な仕事であると思います。

勿論、作題の先生だけがいて試験問題ができるわけではございませんので、そういう事務局的な仕事ですとか、作題の先生方は月に2、3日しか来られませんので、その間に試験問題をつくる上

で必要ないろんな資料の準備ですとか、データの整理などを行います。

それから、大学の先生方がつくったものを印刷所に回した後、原稿が上がってまいりますけれども、そういったものを点検したりですとか、各試験問題を横に並べまして、点検していただく委員会が第2委員会、第3委員会という形でございまして、第2委員会と第3委員会の意見を整理して、第1委員会という試験をつくっている委員会に伝えたりといったことをいたしております。

それから、各受験生にお配りする受験案内もセンターが一括してつくっております。

全国統一に2日間の試験を行うわけでございますので、例えば何時間ですとかという時間割の問題、順番も問題も含めて、一括して決めておかなければいけないこと。いろんな受験生の取扱いのこともございます。遅刻した子どもをどうするかといったこと。ある試験場ではいいですよといって受けさせて、ある試験場ではだめですといって受けさせないわけにはいきませんので、そういった統一的なマニュアルをつくっておくといったこと。

願書は一括してセンターが受け取っておりますので、それを各地域ごとに何人いるかということを確認した後、それを基に各大学が用意いたします試験場、試験室の規模、サイズ、人数だとか、場所といったものに応じまして、何人この学校に入れていくかということを決めて、それに対して受験番号を交付いたしまして、受験票を作成して、各受験生に届けるといった仕事だとか、55万人の受験生から返ってまいりました答案用紙を採点いたしまして、それを成績として整理いたしまして、各大学の請求に応じて、各大学にそれをお渡しする仕事といったようなこと。

最後に、受けた本人に対しまして、本人の要求に応じて試験成績を本人にお知らせするという仕事を行っております。

岡本専門委員 今おっしゃった業務をやられるノウハウとよく文科省の方がおっしゃいますが、その文科省さんがおっしゃっているノウハウというものは、この業務では何でしょうか。

今おっしゃった、要するにこのセンターでないとできない、職員の方でないとできない。それはすべて秘密保持、中立性、効率性という言葉の中で根拠としてまとめられてしまうというお話なのでしょうか。

中岡課長 冒頭申し上げましたように、大学入試センター法の中に、基本的にこの業務の範囲に規定があるわけでございますけれども、これはあくまでも高等学校の段階における基礎的な学習の達成度を図ることがございまして、基本的には現行の学習指導要領と合わせていくという作業がございます。

したがって、そこら辺については、大学の先生方が勝手にそれにレベルを合わせてくるという話ではなくて、基本的にはそういった現行の指導要領と実際に出題内容が合っているのかどうか。結局、センター試験の前身でございます共通1次試験というのは、各大学が非常に難問奇問を出したというのが問題だということで、基本的な高等学校の学習成果を踏まえたものを用意しようということで、共通1次試験というのは始まったわけございまして、それを引き継いでおるわけでございます。基本的には、そういった部分というのがまさにノウハウの部分となっております。

吉野委員 例えばこれを民間に出したときに、何が具合悪いんですか。

月岡理事 それではセンターのしている試験ではないのではないかと。つまり、民間の方の試験な

のではないのでしょうか。

吉野委員 だって、センターの試験である必要が本当にあるのかどうかということを今、話をしているのですよ。どこまでがセンターの試験である必要があるかという話をしているのです。

月岡理事 高等学校教育の基礎の上に大学の教育があるわけです。要するに、先ほど課長が申し上げましたように、過去に難問奇問等を出して、非常に高校生の受験を過熱化させてきたような事情等もありまして、高等学校の学習の程度を主に判定すること。そしてそれを適切に使用して、各大学が選抜を行うといったことを通して、大学の入学者選抜の改善に資するといったことをございますけれども、センターといたしましては、そういう高等学校教育の実現の状況を確認するような試験を、センターの責任において作成させていただいていると思っております。

原専門委員 では、ちょっと元に戻ります。

今回、官民競争入札にこれが適すかどうかというベースのヒアリングということなので、今、そもそもかなりの部分を外注されている。かつ、どうしてもセンターとしての試験が必要で、そこでなければできない部分もあるとして、それ以外の部分を官民競争入札という俎上にのせるのがなぜだめなのかということについてはいかがでしょうか。

中岡課長 基本的に、そういった公平性とか公正性とか機密性といったものが阻害されない部分については、私どもとしては、できる限りそれを民間に任せてきたということをございます。

これは一般的な話をございますけれども、例えば試験問題をつくるノウハウというのは、予備校が一番持っていると思うのです。そういったところが、こういったことを肩代わりできるかという現実論を考えたときに、当然それは国民の目から見たら、恐らくなかなか信頼されないのではないということもございまして、私どもとしては、やはり試験問題というのは、個々の大学でもそうをございますけれども、基本的にはその職員が自ら試験監督もすべてやっておられるという現実問題をございます。

先ほど申し上げましたように、センター試験というのは、その大学が個々の大学ではなくて、みんな共同してやろうということをやっている試験をございますので、基本的な性質は同じだと考えていただければと思います。

原専門委員 そうですね。確かに予備校というのを具体的に考えたときには、そういった懸念はどうしても出てくるというのはあるのですが、反面、そもそもこの公的な仕事を民に任せるときに、恐らく中立性、公平性というのは常に付きまとう問題であったときに、その最たるものが試験だと思のです。しかし、それを理由に民に出せないということを書いていくと、多分何も進まない。そのために例えばみなし公務員規定の適用とかという、むしろ単なる外注よりも、よりそのところのセーフティーネットを張るような規定をつくっているわけなので、そこを厳格に運用するという前提で出せないものか。

現実には出している試験もあるということですので、それができない理由がここにあるとしたら、おっしゃったような懸念があるところに関しては、恐らく選定の段階で削るということは十分可能であるはずなので、それができないということはどうでしょうかね。

中岡課長 この大学入試センター試験という規模が、55万人から受けるような試験をございます

が、規模だけではなくて、結局入試センター試験の素点で全部点数が積み上がってまいります。それを大学ごとにみていきますと、結局合否判定の1点、2点のところは全部響いてくるわけです。

実際、東京のある大学で、1点の中に数人いらっしゃるという状況の中で試験というのはされているわけでございます。そういうところに直接響いている。保護者の方というのは、大学入試に対して極めて関心がある中で、果たしてそういったところが、例えば民間の方にお任せして、仮に何かあったときに、どういうふうな措置ができるのかどうかということを考えますと、やはり危険負担といたしましては、一般のいろんな試験がございますけれども、規模の問題とか、あるいはそういった素点が積みあがって、合否の分かれ目に重大な影響を起こすとか、大学入試というものに対する国民の関心というのは極めて重大なものである。そういったものを総合的に勘案しますと、これはなかなか民間にお任せするという事は難しいなというのは、我々の今の判断でございます。

岡本専門委員 そもそも論なのですけれども、大学入試センターの試験を利用される大学の推移というのを13ページで御説明いただきましたね。国立大学、公立大学というのは余り変わっていないのはそうかなと思うんですけれども、私立大学が増えているのは、私立大学はどのような意図を持って利用を増やしてきているんですか。

センターとして、あるいは文科省として施策を考えていらっしゃるときに、当然考えられると思うんですけれどもね。

月岡理事 まず1つは、センター試験は平成2年から私立も使用できるようになったということございまして、やはりそのころは少なかったのですけれども、徐々に増えてきているという意味で、増加する傾向にあります。

私立大学の方々がなぜ利用しているかと言いますと、1つには、センター試験は、ある意味では第一段階の試験という性格を持っていますけれども、全国いろんなところから受けることができるわけでございます。自分の地元で受けることができるというメリットですとか、自分のところで昔からやっていた試験の方式によっては、なかなか得ることができないようなタイプの学生を、違うタイプの試験でございますので、それによって得ることができるとか、先ほど申し上げましたように、もともと高等学校の状況を非常によく判断している試験だから、それを使って受験生の資質を判断したりとか、幾つかの事情、理由はあろうかと思っております。

岡本専門委員 このセンターの試験というのは、先ほどから御説明の中にありますように、各大学と共同してやられている。済みません、ちょっと聞き漏らしているかもしれませんが、それはどのような理由からそういう説明をされるのでしたか。

そもそもの存在理由のようになってしまいますけれども、なぜセンターで主体的にやる試験だと言い切れないのですか。

中岡課長 これは法律にそう書いてありまして、独立行政法人大学入試センターは「大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行う」と書いてございますので、これがまさに大学入試センターの業務の中身でございます。

岡本専門委員 多分法律の立法根拠だと思うのですけれども、なぜそういう条文ができたのですか。

要するに、1次試験だったら、このセンターが統一的、主体的にやりますと言い切ってもいいような気がするわけです。それをどう使うかは私立大学の勝手ですけれどもね。わざわざセンターが主体的にやられている業務とは言わないで、共同でやっていると言われてるのはなぜなのか。

月岡理事 今、岡本先生がおっしゃったことだと思うのです。つまり、1次試験だから各大学の共同なのです。このセンターでやっている試験が、自分の大学にとって1次試験になっているので、それと自分のところがする2次試験とを合わせて合否を判定するという仕組みで考えていたので、1次試験と2次試験は、センターの試験というよりは、全部通しておのおの大学の入学者選抜試験になっているということだと思います。

岡本専門委員 主体的にやるということをや大学側から見れば、残しておきたいということがございますね。

月岡理事 はい。

岡本専門委員 わかりました。

吉野委員 そうであっても、公共性とか公正性とか中立だとか秘密保持ということは、なぜセンターでなければいけないのかという話は、今までの話をずっと聞いても、まだ全部説明し切れていない。そもそもセンターというのは、独法として非公務員型ですね。ですから、国の関与がそれだけ強いから公務員でなければいけないという話ではない。そうすると、なぜなのでしょう。

つまり、例えばわかりやすく話を粗っぽく言うと、大学はいろいろある。1次試験は今、説明にあったように、平均的にして効率化するために、どこかに委託しよう。下請ですね。そうすると、どこだっていいんですよ。なぜそれが国が関与する話でなければいけないか。

先ほどのカリキュラムと外れているところがあるとか、これはかなり瑣末な説明であって、本質的ではない。今、言ったような公正とか秘密保持だのという話が、どうしてもそこでなければいけないという話の説明にはなっていない。何故ですか。

中岡課長 高等学校の学習到達度の判定自体が瑣末という御指摘でございますけれども、繰り返しになるかもしれませんが、基本的に高等学校の関係者のお話を聞いていただいたら、入試センターの試験科目がどうなるかということは、非常に興味を持って見ておられる。それほど高等学校の学習達成度に非常に関連するわけです。

ですから、我々としては、基本的には、このセンター試験の入試科目をどういうふうに課すかということ自体は、高等学校教育の底支えをどこでするのかということにも関連してくると思っておりますので、我々の立場としては、極めてこれは重大だという御意見を申し上げます。

もう一つは、例えば個別の大学で何か入試を外注されるということが仮にあったときに、その外注された先がどこになるかわかりませんが、基本的には、大学というのは、自らのアドミッション・ポリシーといいますか、カリキュラムをつくって、どういう人材を養成するか。そのためには、どういう人を募集するのかということを決めるわけですけれども、それで自ら試験をするわけです。それを仮にそういったものを全部投げってしまうという大学があったとすれば、それは基本的には、ある意味大学教育とは違う世界で選抜が行われているという話になりますけれども、それが大学教育としていいのかどうかというのは、我々として政策論としてはどうしても上っ

てまいります。

吉野委員 それは2次試験の話でしょう。

中岡課長 基本的に、先ほど2次試験を例えば学科試験で学力を見ておられるというところもございませけれども、一方で面接だけを課されるという2次試験もございませ。

そうすると、高等学校でどれぐらいのレベルをとっているのかということ自体は、成績の例えば内申書だけではなかなかわからない。これは内申書自体が、それこそ高等学校のレベルによって相当違いますし、そういう意味においては、なかなか大学としても、大体大学に入って、どれぐらいの学力があるのか、ついて行けるのかといったところを調べるためには、ある意味センター試験というのは活用されているところはございませ。

岡本専門委員 わかったと思う部分とわからない部分があるのですけれども、両方のことを言っていていらっしゃるような気がします。ある部分では、国の関与というのはできる限り広くとらなければいけない。他方の局面では、それは国が出て行く必要はないだろうという両面のところがセンターの試験で出てきているような気がするのです。

今、お話があったように、ある一定のものを担保するのであれば、これは物すごく乱暴な議論ですけれども、むしろ国のある統一的な考え方に基づいて、例えばある年の指導要領を判断して、適切と思える問題を国がセンターがつくって、2次試験は各大学が勝手にどうぞという議論であつてもいい気がするわけですよ。でもそうはおっしゃらない。

他方で、では民間の方にやたらいいではないですかということ、公正性、中立性という議論が出るとおっしゃる。

それは、結構文科省さんの中の何とか政策という部分で迷いがあるのですか。我々から聞いていると、局面によって論理を変えられるような気がするのですよ。

中岡課長 やりとりしているのがかなり高度なレベルの話なのでございませけれども、入試につきましては大学教育の一部分です。確かに高等学校以下につきましては、学習指導要領ということで縛つてまいりますけれども、まさに入試以降の話というのは、もう大学の教育の話でございませ。

我々としては、大学の教育というものにつきましては、基本的には大学の自主性、主体性というものを尊重しなければならないというのは、教育基本法に書いてあるとおりでございませけれども、そういう観点で見えておりますので、何か大学教育にまで、例えば統一カリキュラムをつくるのか、大学入試については必ずこれをやらなければいけないとか、そこまでは考えないというのが、我々の仕切りの問題でございませ。

岡本専門委員 仮に大学の経営とか運営とか研究内容というところに入らなくても、大学の門戸をたたこうとしてくる子どもたちの水準は、ある一定のところはカバーしておきたいというのは、今の議論とは別の議論で成り立つような気がするんです。今日はそれを議論する場ではないということはあるがね。

何を申し上げたいかということ、これはまた乱暴な議論をすると、世の中を見ると、例えば日本人がアメリカに留学するときに、GMATとかいろいろありますね。そのときに、仮に1次試験的なものをみんな受けるだろうというのものもあるし、そのぐらいだったら各大学がそれぞれのポリシーに

従って選抜する。

そのときに、果たして試験の主体になっているところが公的なところかどうかというところイコール公正性、中立性というのはニヤリイコールかもしれないけれども、それが完全にイコールになるという感じは受けられない。

ですから、センターの業務を担うには、確かに独立行政法人という枠組みでやっていらっしゃる中においては、そういうのは担保できるかもしれないけれども、本来担保し得るものは、独立行政法人だからということではなくて、その業務をやっているセンターがむしろ努力されている業務の正確性とかいろんなところから担保されるような気がするので、果たしてそれをもって我々が今、主張しているような「市場化テスト」の方向について、全部それは土俵に乗りませんという議論には、なかなか難しいのではないかとするのは我々の主張であって、それは個別に外部委託していますという議論とはちょっと違って、そういうふうに思っておるのですけれども、いかがですか。

中岡課長 恐らく、試験に対する国民の意識というのは相当違うのではないかなと思っております。例えばSATの試験だとかというものについては、ある意味これは今までも出されたような試験問題というのは、ある意味ストックされているということなのですからけれども、日本の場合は、恐らくそういったものは受験生はみんな覚えて帰って、予備校辺りが全部データベースをつくると思うんです。そういったことでいいのかどうかという話なのですが、そこら辺は試験に対する恐らく国民性の違いというのが相当あるということがございますし、先ほど申し上げましたように、現状の大学入試を考えますと、センター試験というのは素点で表されまして、すべてそういったものがオンされていて、その中に多分たくさんの方の合否の分かれ目があるという状況でございまして、その中で今、一番適切な状況は何かと考えたときに、大学入試センターで実施するのがふさわしいということで、現在やっているということで、すべて民間に任せられるところではできる限りやってきたということでございます。

岡本専門委員 吉野委員、いかがですか。

吉野委員 しかし、「市場化テスト」に関しては、役所はみんなそういうことを言うのですよ。高校の教育の水準を逸脱せずに、品質を維持する。そのために国が関与すると皆さんはおっしゃるけれど、「市場化テスト」というのは、品質も含めて発注するわけです。

ですから、入札の条件として、今おっしゃったような、そういう品質を維持し確保することを条件として入札をすることに、当然なるわけです。それに応えられる業者は、あなたの説明だと民間にはいないのだという話になる。それはおかしいでしょう。第一やってみないとわからないだろうと私どもは思うのです。

中岡課長 基本的に、大学入試は私も昭和 53 年に受けました。それ以降は受けておりません。恐らく、皆様におかれましても、人生の中で何度も何度もチャレンジされたことはないと思います。

そういう意味においては、失敗が許される、失敗をしてもいいのだという話ではないので、大学入試については絶対我々として受け入れられないということでございます。

大学入試は、受験生おのおのの人生が大きく影響を受けるとの意識が広くあると思いますので、なかなかそこはほかの状況とは違うのかと我々は思っています。

吉野委員 そうお思いになるならば、あなた方も自ら競争入札に参加すればいいんですよ。どちらがいいかを明らかにするために。

中岡課長 我々としては、基本的には大学入試に対する国民の信頼というものを前提に、この大学入試制度というのが回っていると思っておりますので、それがゆえに、例えば大学入試の時期になりましたら、雪が降ったら非常に受験生は迷惑したとか、あるいはどこかの試験会場は、電車が遅れたから大変な目に遭ったとか、さまざまな状況がすべて新聞記事になってくるわけです。

そういったものを我々として考えたときに、一番安全性というものを考えていかなければいけないということでございまして、そういったことを十分考えた上で、そういう今の状況になっているということでございます。

岡本専門委員 おっしゃることをすべて否定しているわけではないのですが、吉野委員がおっしゃっているのは、今、中岡課長がおっしゃったことを仕様に盛り込まれていかれたらいいのではないかという気がするわけです。判断する人は、出した瞬間にこれも民間になりましたということにならないわけです。

あえてそういうことで言われれば、なぜ文科省としてはあの段階で何もおっしゃらないで、すんなり閣議決定に通るのかという気はしてしょうがない。閣議決定が軽く見られているのかもしれないけれども、やはりそういう重要な判断は、おっしゃっていることの中にあると思っています。ですけれども、そこまで今の段階で主張されるのであれば、もっと早めの段階で、今、課長がおっしゃったようなことは、文科省の中で大議論にならないとおかしいのではないですか。多分、原専門委員がおっしゃいましたけれども、独立行政法人の情報処理推進機構（IPA）が実施するテストは、入試とは試験の質が多分全然違うと思います。だけど、「市場化テスト」をやっています。効率化という観点からも効果も上がってきました。こういう実績があるから、試験については、言葉は悪いですが、どんどん「市場化テスト」の対象にしていきましようという流れになっているわけですよ。

閣議決定の合意について、例えばの話だと思えますけれども、試験なんてははっきりと書かれているわけですよ。であるならば、やはりこれは今の段階となつては、そういうことになっているので、それは土俵に乗せる。その土俵の乗せ方が問題であって、確かにおっしゃるような問題があると思います。子どもたちの人生が変わるといっても現実だと思えます。ですから、そこはそういう仕様をつくって、変な業者が入ってこないようにしていくべきという方向で議論していくべきではないでしょうか。

中岡課長 私どもとしては、どうしても子ども達のことを考えて、やはり一回性ということを考えれば、仮にもし何らかの混乱が生じたときに、我々としてはその段階でも説明がつかない。大学入試に対する信頼というのは、その段階である意味戻せない状況になると思います。

岡本専門委員 現実的なところで新聞とおっしゃったのは、例えばどこかの試験会場で雪が降って、南国の試験会場と比べたら時間の差が生じて父兄が騒いでという問題が出てきたり、あるいは試験が受けられないことも出るという問題だと思えるんですよ。それはもう現実的に今の状態でも起こるわけでしょう。現実的に、今の状態はすべてのことに対してリスク・ヘッジなんてできないで



しょうからね。

それと本当に今、言われている民間、確かに一予備校が引き受けられるかということ、私もそんなことではないと思いますけれども、果たしてそれはどうなのかということ、やってみないとわからないという理屈も1つ立つような気がするんですよ。

それともう一つ。すべて結果がわからないと前に進まないとおっしゃるのであれば、「市場化テスト」の全部の議論はすべてできなくなってしまいますよ。

中岡課長 実際、先ほどの一番初めの議論で大学が共同して行うという中に、結局私も大学の事務局にいましたのでよくわかりますけれども、例えば天気予報を見まして、ある大学で明日雪が降りそうだという話になったら、その大学は総出で泊り込むのです。そういう話は、当然リスク管理の中でやられるわけです。それは、まさにその大学が自らそういうふうに直接やられるわけでございますけれども、そういう意味においては、大学が共同して行うという中に、さまざま数字で表せないように、いろんな責任というものを大学が果たしておるということございまして、そういった全体を見たときに、果たしてそういったものは可能なのかというのは、我々としては考えにくいんです。

岡本専門委員 ですから、それはリスク・ヘッジで、民間企業はすべて市場原理に合わないリスク・ヘッジはやらないということはあるわけですし、民間企業は、逆に言うとそういうことを1回起こしてしまうと、市場から出てしまうわけです。要するにビジネスはできないようになっています。もしそういう条件になったのであれば、そこはリスク・ヘッジはやりますよ。でもそれは空中戦なのでね。

おっしゃっているようなことは、確かにあるでしょう。そうであれば、リスクというものをいっばい抜き出してみて、それでどういうものがあるって、これは絶対に民間にできないとおっしゃるのは、どういうものが民間にできないとおっしゃっているのかということを検討していただけますか。その結果を、事務局を通じて我々の方に見せていただくということにしたいと思うのですが、いかがですか。

月岡理事 今の話は、そもそも大学入試そのものについてどう考えるかということからだと思うのです。センター試験がどうのこうのという話ではなくて、今たまたまセンターは独法という世界にありますからそういう御指摘を受けるのかもしれませんが、大学入試そのものについてどう考えるかということから出てきていると思いますので、非常に難しい話ではないのかなと思います。

岡本専門委員 それは月岡理事がおっしゃるとおりだと思いますけれども、今、我々が業務で問題にするのは、独立行政法人の大学入試センターのこの業務なんですよ。それについての議論をしていく過程において、おっしゃるように大学入試がどうあるべきかとか、高校教育と大学教育がどうあるべきかという議論になるんでしょう。それは恐らくそうだと思います。でも、それを言い出したらすべての政策についてはそうですよ。そうではありませんか。

我々が今、問題にしているのは、このセンターのこの業務ではないか。それに関連してこういう情報というのが今、議論になっていますから、情報として提供していただけないかということで、

それに対してはできないとおっしゃるのだったら、それはそれでしょうがないですね。また別途、我々の方策を考えないといけないと思います。

では、回答としてはできないということでございますね。

中岡課長 はい。

岡本専門委員 わかりました。

それでは、もう時間も過ぎておりますので、今日はこれで止めさせていただきたいと思います。

最後ちょっとそういう議論で平行線になってしまいましたが、引き続きまたいろいろと考えたいと思いますので、御協力できる範囲でよろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

(大学入試センター関係者退室)

岡本専門委員 それでは、分科会はこれで終了ということでございます。